

知的財産権を巡る 国際情勢と今後の課題

2012年3月
特許庁

I. 総論 グローバルな知財システム構築に向けて	2
II. 知的財産権を巡る国際情勢	12
III. 各分野における今後の課題	29
III-1 産業財産権制度に対するユーザからの意見	34
III-2 特許	
(1) グローバル出願への対応	
(2) 世界で通用する安定した権利	
(3) タイムリーな権利取得	
(4) 特許情報等を活用したイノベーション促進	
(5) 中小企業支援	
III-3 意匠	56
(1) 国際的枠組みの整備	
(2) 保護対象の拡充	
III-4 商標	63
(1) 国際的枠組みの整備	
(2) 保護対象の拡充	
(3) 地域ブランドの振興	
IV. 特許庁の体制について	70

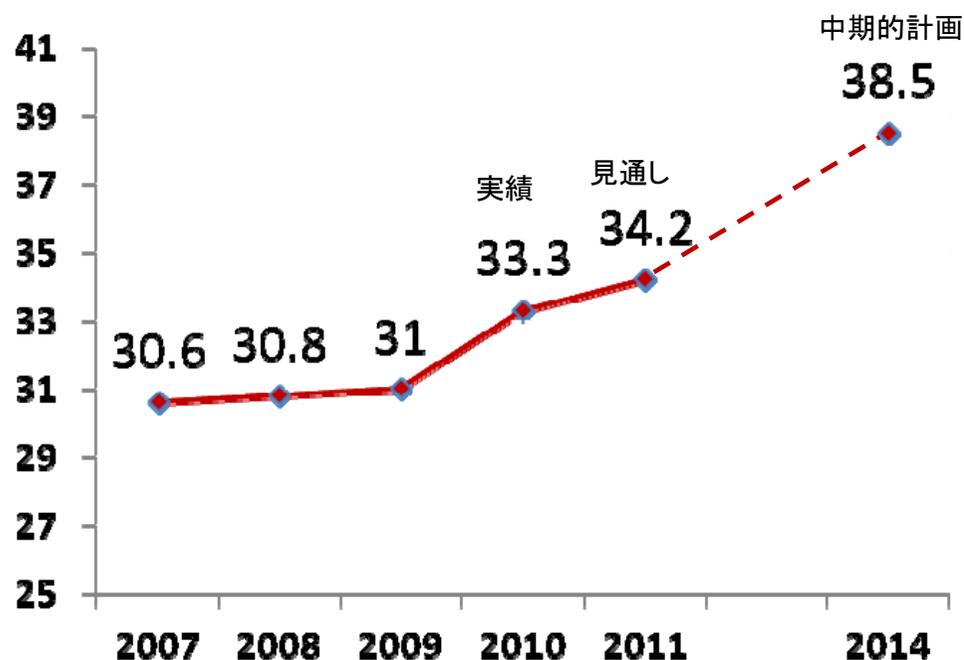
I 総論

グローバルな知財システム構築に向けて

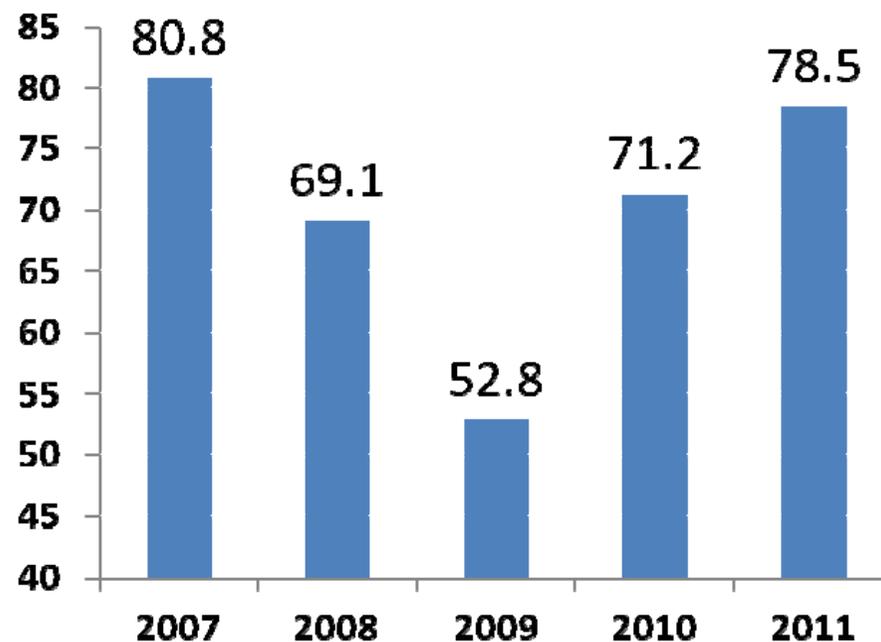
- 2011年のアンケート調査※₁によれば、製造業の海外生産の動きは加速。
- 中堅・中小企業も、海外事業強化の姿勢が拡大。

※₁国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」、2011年7月-9月実施。
製造業で、原則として海外現地法人を3社以上有する企業が対象。603社が回答。

製造業の海外生産比率の推移(%)



中期的(今後3年程度)の海外事業※₂計画にかかる見通しに関し、「海外事業を強化」と回答した中堅・中小企業(%)

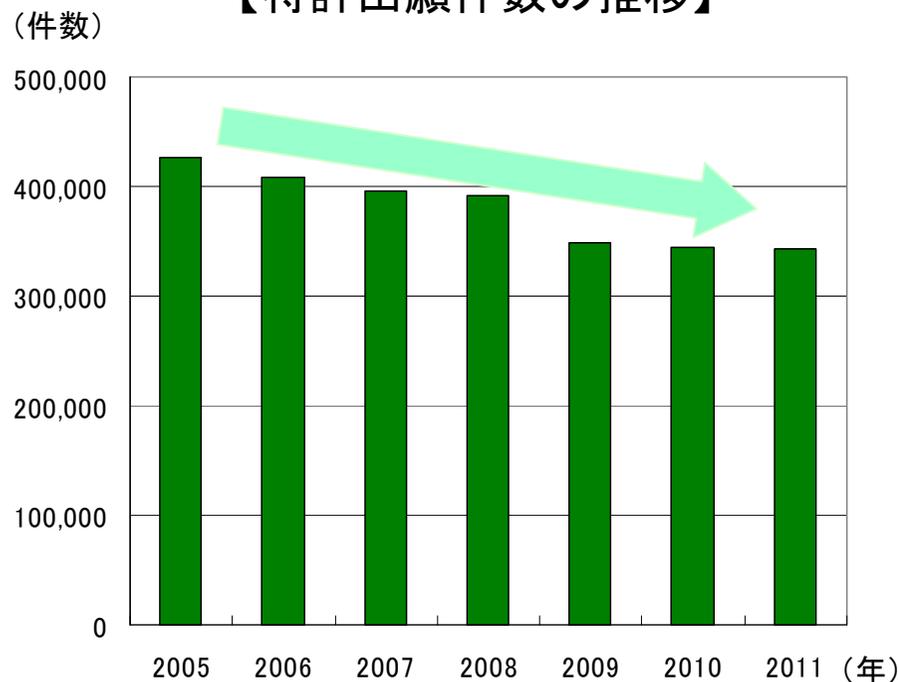


※₂「海外事業」の定義：
海外拠点での製造、販売、研究開発などの活動に加えて、各社が取り組み生産の外部委託、調達等を含む。

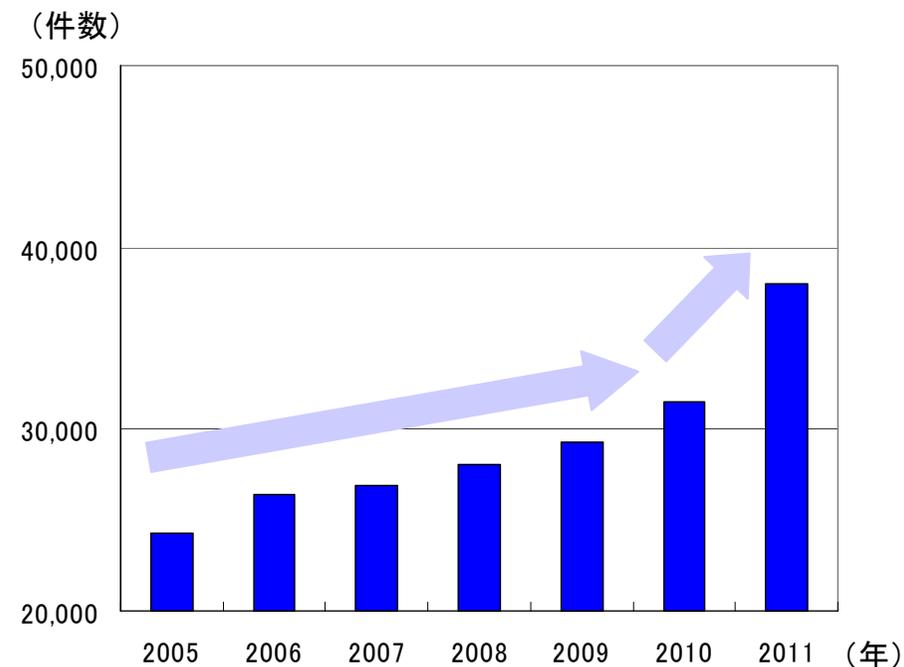
- 日本国特許庁への特許出願件数は微減傾向で推移しているものの、日本国特許庁が受理するPCT出願件数は大きく増加傾向
- 2011年のPCT出願は前年比20%増。

日本への特許出願・PCT出願件数の推移

【特許出願件数の推移】

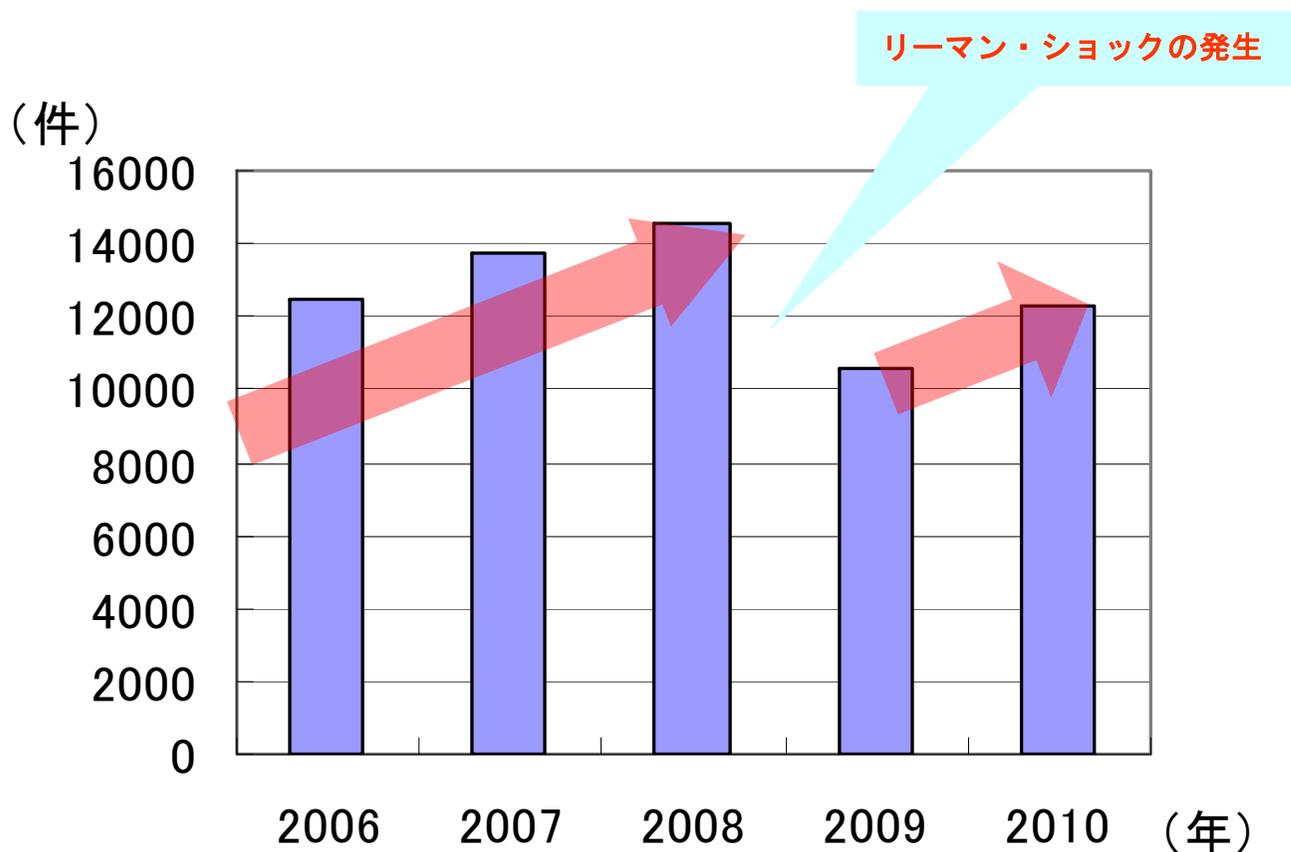


【PCT出願件数の推移】



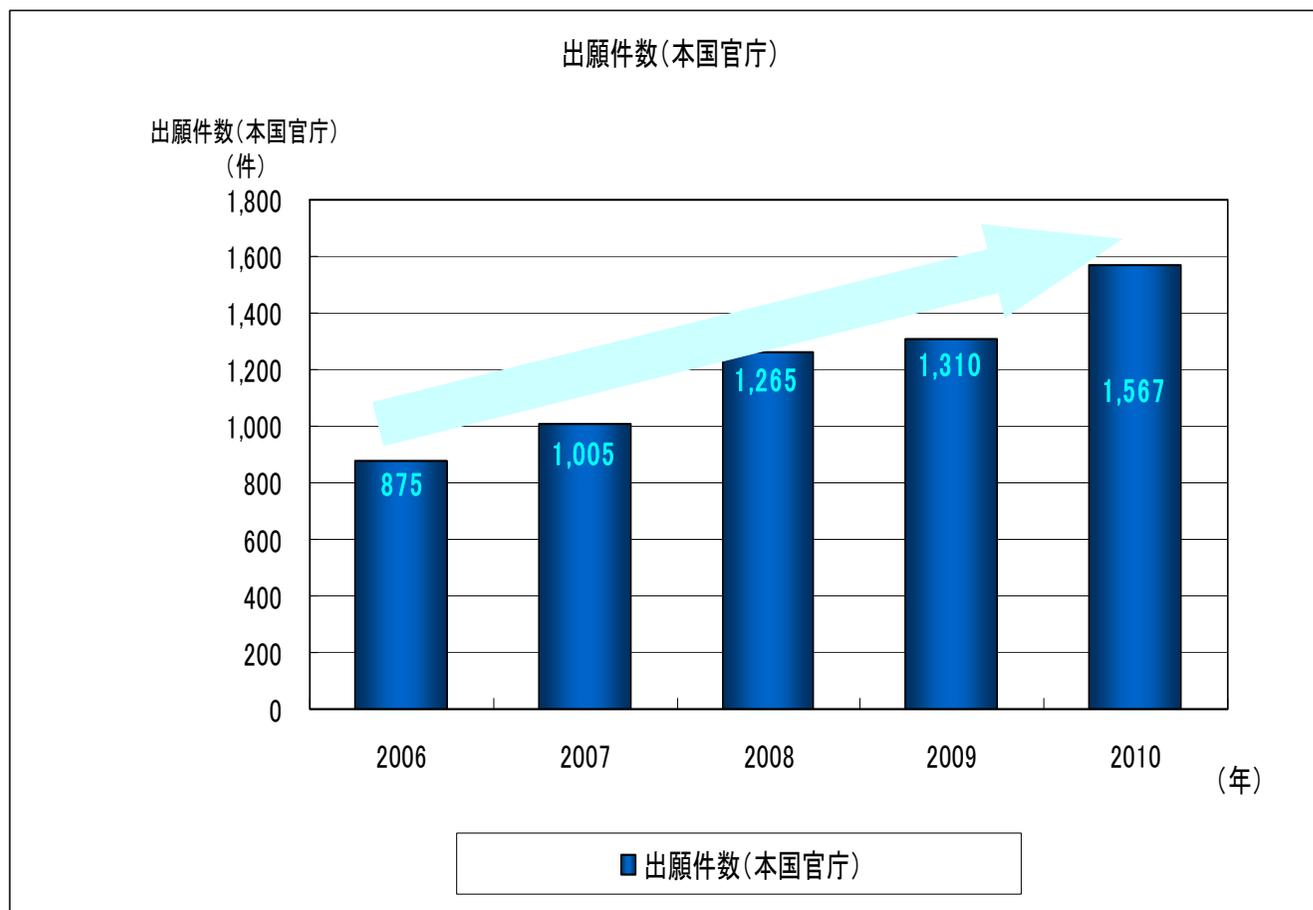
■ 我が国出願人の海外への意匠出願件数は、リーマン・ショック後減少したものの、全体としては増加傾向にある。

■ 我が国出願人の海外への意匠出願件数の推移



■ マドリッド協定議定書に基づく商標の日本から外国への出願は増加傾向が続いている。

■ 商標の日本から外国への国際登録出願件数の推移

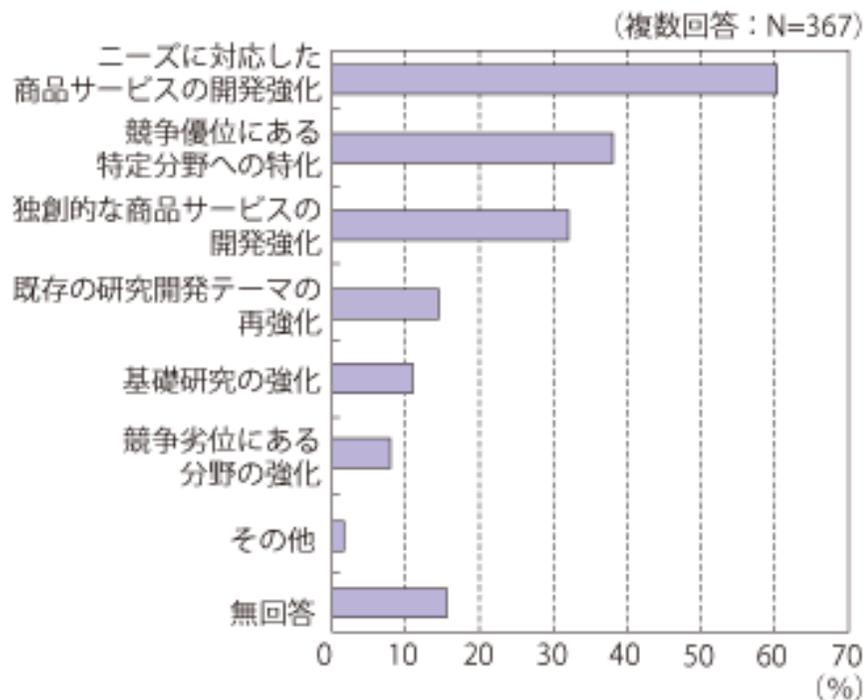


- 企業のグローバル展開が進む中で、特に新興国においては、現地ニーズに沿った製品開発が重要に。
- 最先端の技術のみならず、デザインやブランドを組み合わせた開発により、顧客にとっての付加価値を向上。このため、特許権のみならず、意匠権や商標権を組み合わせた複合的な知財の保護・活用が必要に。

企業はグローバル市場においてニーズに対応した商品サービスの開発強化を重視

特許権・意匠権・商標権を活用(現地仕様の製品開発の例)

海外における研究開発の方向性

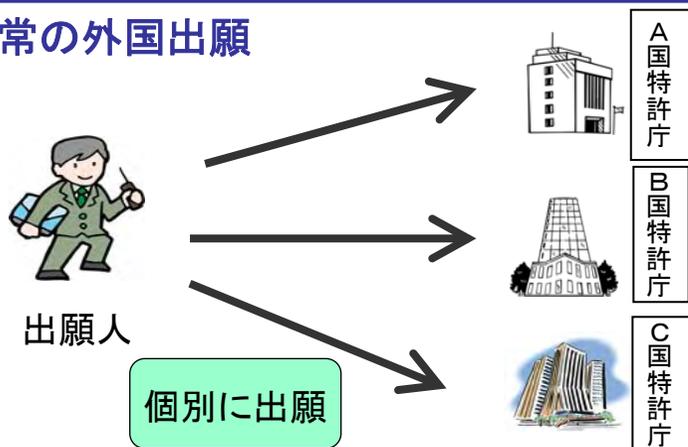


○中国やインドネシアで発生した改造品から、現地の需要を学習し、日本で販売するインクタンクよりも圧倒的に容量の大きいタンクを側面に外付けして使用

○特許権・意匠権・商標権を複合的に活用

- 外国へ出願する際は、各国毎に出願するのが原則であるが、複数国へ出願する際、1回の手続きでまとめて出願できる国際的な仕組みがあり、手続コストを抑制することが可能。
- このような国際的な仕組みに参加するため、日本は特許・商標の国際条約に加盟済み。現在、産業構造審議会意匠制度小委員会にて意匠の国際協定への加盟について検討中。

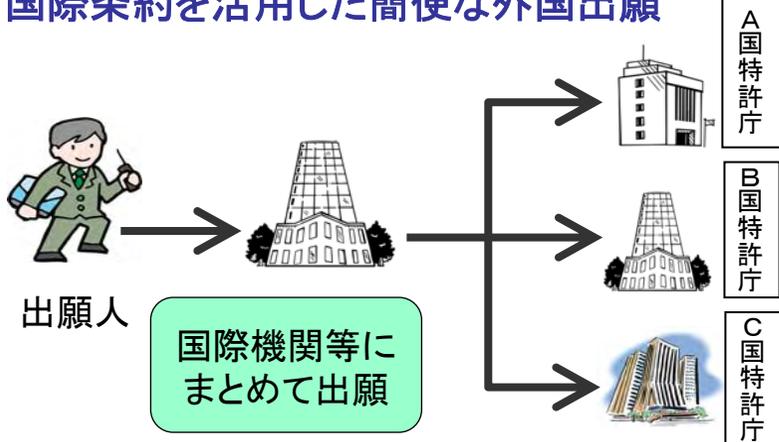
通常の外国出願



【国際条約を活用した簡便な外国出願の仕組み】

	条約名	加盟国数	日本の加盟
特許	特許協力条約 (PCT)	144カ国	加盟済
商標	マドリッド協定議定書	84カ国	加盟済
意匠	ヘーグ協定	44カ国	未加盟

国際条約を活用した簡便な外国出願



(2012年3月現在)

世界最高水準の審査効率を支える日本の取組

各国特許庁も日本を手本に同様の取組を開始し、こうした取組を一層強化する方向にある。

IT化の推進
(システム整備)

民間活力の活用
(外注)

人員の増加
(審査官の増員)

より早く

- ✓特許庁は、2013年審査順番待ち期間11か月 (FA11) を目標に、審査の迅速化に取り組んできた。
- ✓審査順番待ち期間11か月の目標についても達成できる見込み。

➡ 「より早く」権利取得が可能に。

より安く

- ✓2011年特許法等の改正により、審査請求料、国際出願の調査手数料の引下げ(約25%)を実施。
- ✓平成24年4月からは、中小企業の料金減免も拡充される。

➡ 「より安く」権利取得が可能に。

より強く

- ✓ユーザーは、「より強い権利」、すなわち、国際的に安定した権利の取得を希求。
- ➡ 米欧中韓など諸外国では、質の高い審査に向けた取組が始まっている。

「より早く」「より安く」を実現した日本国特許庁の次の取組は何か。

- 企業のグローバル展開や出願のグローバル化等を受け、USPTOやEPOをはじめ各国特許庁は、ユーザーニーズに合致し、世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定に向けた取組を強化。
- 日本国特許庁も、各国特許庁との競争や企業ニーズに対応するため新たな取組を開始する必要。
- 制度調和の推進と国際知財ネットワークの構築を通じて、日本の審査結果を海外に発信するとともに、各国と協調してグローバルな知財システムの実現を目指すべきではないか。

グローバルな知財システムの実現

企業の世界市場への展開を支援

国際的な制度調和

三極特許庁会合・五大特許庁会合
WIPO(世界知的所有権機関)・日米欧等先進国間会合
保護対象の拡充(意匠・商標) 経済連携の推進

審査官協議

国際知財ネットワークの構築

特許協力条約(PCT)/マドリッド協定議定書/ヘーグ協定
特許審査ハイウェイ
アジア新興国等との連携強化

ユーザーニーズに合致し、世界で通用する安定した権利(強い権利)の設定

USPTOの取組

- ・料金制度改革と特会活用
- ・マルチトラック制の導入
- ・付与後レビューの導入

EPOの取組

- ・機械翻訳の推進
- ・共通分類作成の推進
- ・単一効特許/統一特許訴訟制度の検討

JPOの取組

技術動向調査

国際水準での品質監理

共通分類

多言語対応

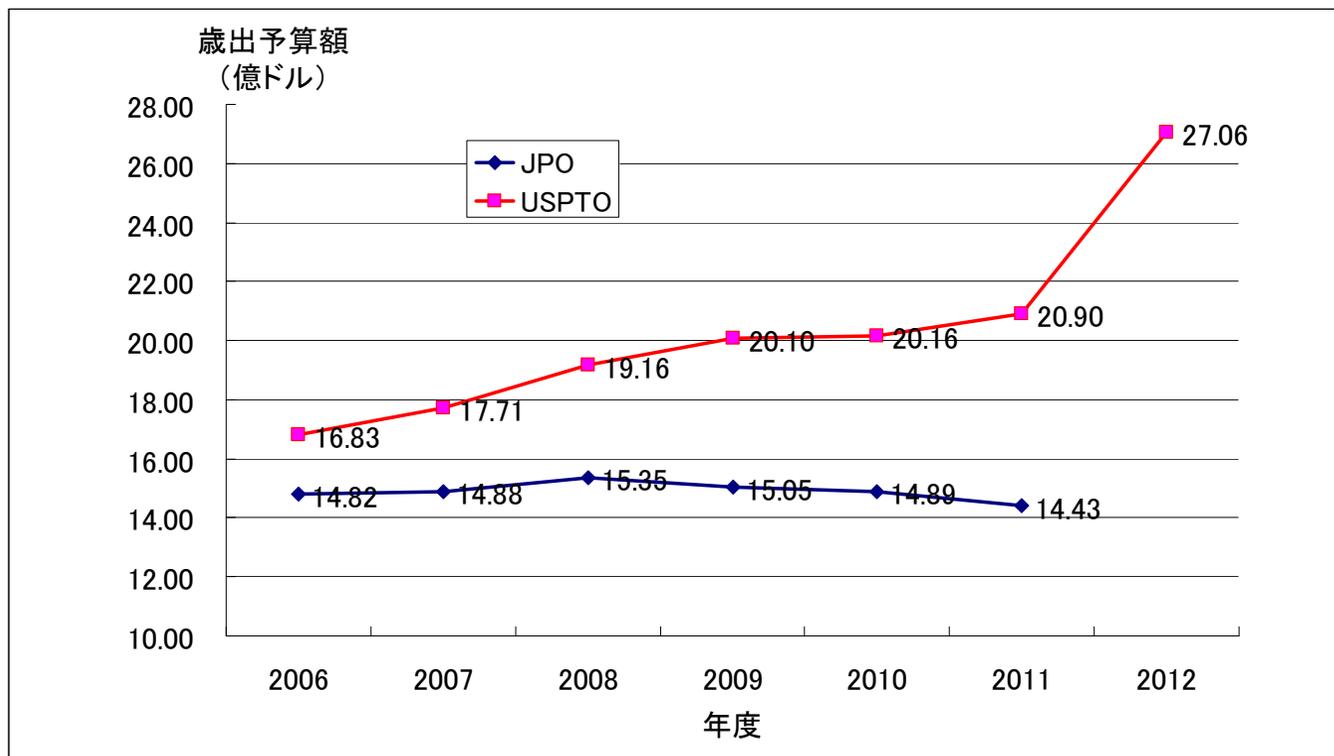
国際戦略対応まとめ審査

外国特許文献検索

Ⅱ 知的財産権を巡る国際情勢

■ 米国は特許法改正により、米国特許商標庁(USPTO)に料金設定権限を付与し、特許特別会計から一般会計への繰り入れを停止。審査の質や審査速度の向上等を目的に、歳出予算額が大幅に増加。

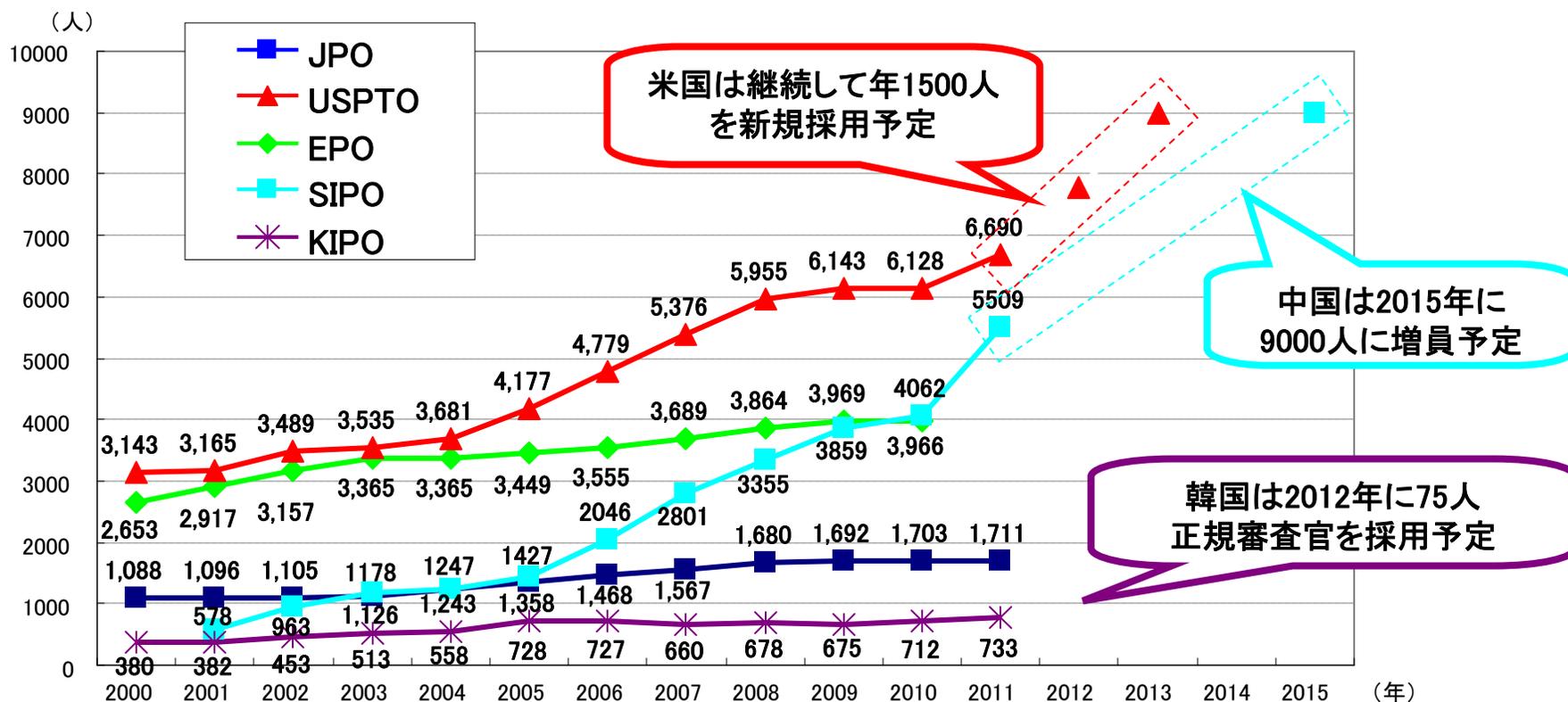
表： 日米特許庁の歳出予算額の推移



米国特許商標庁(USPTO)の取組② 審査官数の増員

- 米国は、予算上の優先事項として、滞貨削減・処理期間短縮や審査の質の向上のため、継続して年1500人の新規特許審査官採用を掲げる。
- 近年、他の主要国の知財庁も大幅な増員を計画している。

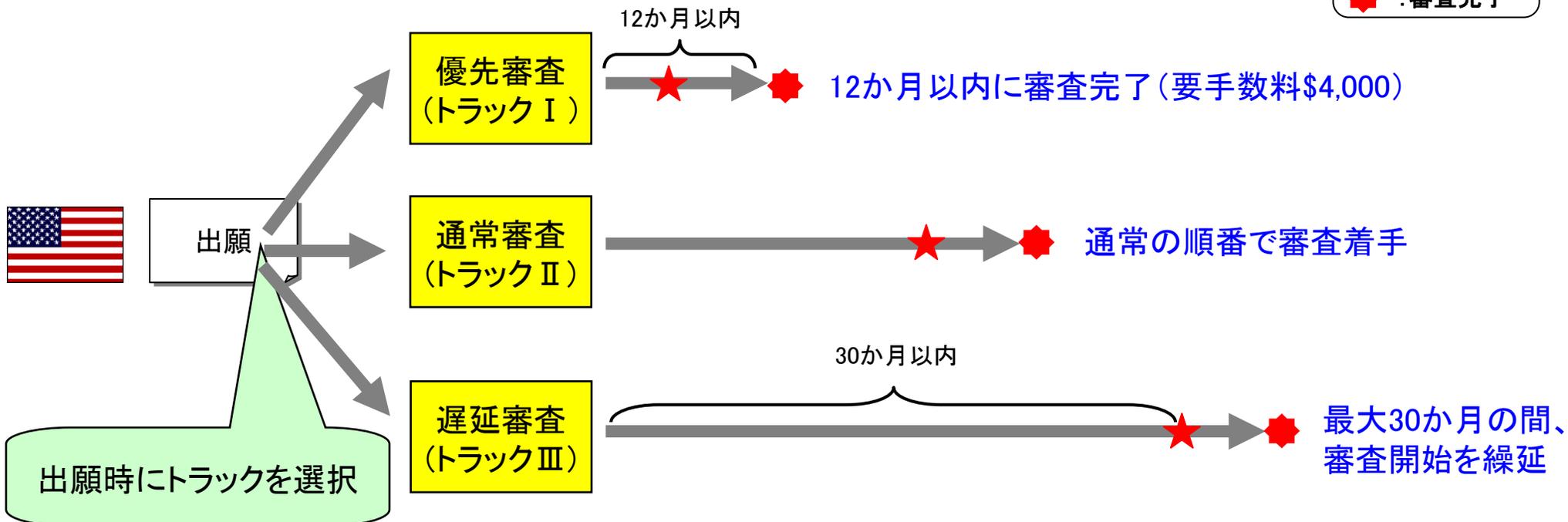
日米欧中韓における審査官数の推移



- 米国は、出願人が特許審査の着手時期 (タイミング) を選択する制度を導入。出願人のニーズに合わせて、出願時に、優先審査 (トラックI)、通常審査 (トラックII)、遅延審査 (トラックIII) を選択可能。
- 優先審査 (トラックI) は追加手数料が必要であり、追加手数料は4000ドルに設定される予定。

＜米国における3段トラック制度＞

★ : 審査着手
★ : 審査完了



- 米国は特許法改正により、行政上の特許を取り消す手段として付与後レビューを新たに導入。
- 現行の当事者系再審査制度を改変した当事者系レビューと併せて、特許付与直後はレビューの開始ハードルを低くし、一定時間が経つと証拠の限定や要件の厳格化により開始ハードルを上げるという設計。
- いずれのレビューも高額な請求料を要求(200~400万円程度)。

■付与後レビュー(新設)

①特許付与から9か月以内

②請求理由:

- ・ 新規性、進歩性の欠如(刊行物以外の証拠も可能)
- ・ 明細書記載要件の違反

③レビュー開始の基準:

- ・ 特許無効である可能性が優越すること

■当事者系レビュー(現行の当事者系再審査を改変)

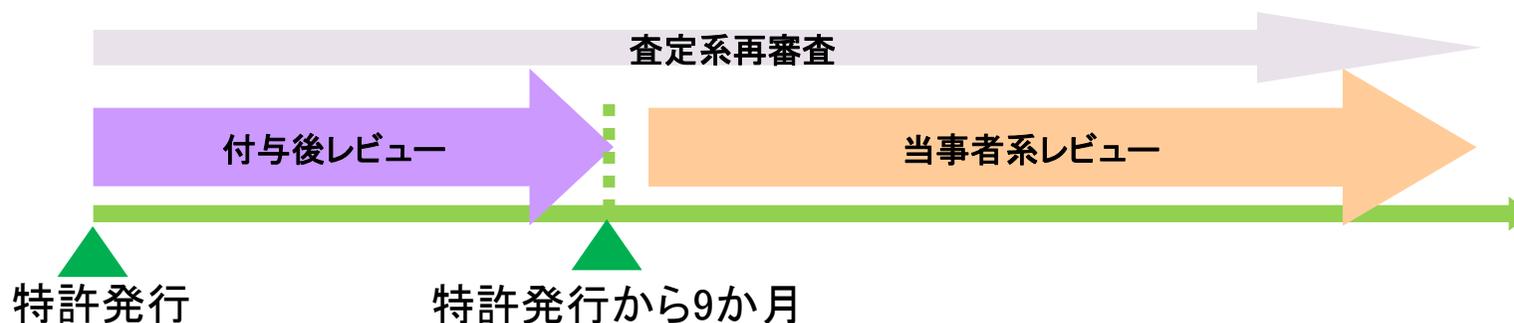
①特許付与から9か月以降

②請求理由:

- ・ 新規性、進歩性の欠如(証拠は刊行物に限定)
(明細書記載要件の違反を理由とした請求は出来ない)

③レビュー開始の基準:

- ・ 特許無効である合理的可能性が存在すること
(付与後レビューよりも厳しい要件)



いずれのレビューも高額な請求料を要求(200~400万円程度)。※現行の当事者系再審査は70万円程度

- 米国は特許法改正により15%の値上げを行う一方で、スモールエンティティ(小規模事業者)を50%減額、マイクロエンティティ(極小規模事業者)を75%減額。

スモールエンティティ制度

概要(特許法第41条(h)(1))

- (1) 減額対象となる小規模事業者
(いずれも所在国を問わない)
 - 小企業(従業員500人以下)
 - 自然人
 - 非営利団体(大学等を含む)

但し、以下の場合を除く。

- ・小規模事業者以外の者に対し、譲渡や実施許諾をしている場合や、その合意等がある場合
- ・共有者に小規模事業者でない者が含まれる場合

(2) 減額の対象料金

出願料、請求項料金、設定登録料(特許発行料)、特許料(権利維持料)等

(3) 減額の規模

各料金につき、50%軽減。

※1982年に導入

マイクロエンティティ制度

概要(特許法第123条)

- (1) 小規模事業者のうち、以下を満たす者が減額対象
 - ・過去の米国出願で発明者となっている件数が4件を超えない
 - ・世帯収入が米国の年間平均世帯収入の3倍(\$150,000)を超えない
 - ・米国の年間平均世帯収入の3倍を超える収入のある団体へ譲渡をしていない、あるいはする予定がない
- (2) 減額の対象料金
出願料、請求項料金、設定登録料(特許発行料)、特許料(権利維持料)等
- (3) 減額の規模
各料金につき、75%軽減

※特許改革法(リーヒ・スミス米国発明法)の成立に伴い、2011年9月16日に導入。

- サーチ・審査の品質のためのインフラ整備に注力。多言語機械翻訳サービスの提供や欧州特許分類を基礎としたUSPTOとの共通特許分類作成を推進。
- 経済及び科学諮問委員会を設立し、特許制度がイノベーションと経済成長に与える影響等の研究を実施。

多言語機械翻訳サービスの提供

- Googleの翻訳技術を活用し、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語及びスウェーデン語との間で特許文献の機械翻訳が可能。欧州で発行される特許文献の90%をカバー。
- 2013年にはデンマーク語、オランダ語、フィンランド語、ギリシャ語、ハンガリー語、ノルウェー語が利用可能に。
- 2014年末までにはEPC締約国28の公用語に加えて、中国語、日本語、韓国語、ロシア語の合計32言語について機械翻訳を提供予定。
- 日本国特許庁及び中国知識産権局と機械翻訳ツールの提供に向けた協力を合意。

欧州特許分類を基礎とした共通特許分類の作成

- 欧州特許分類(ECLA)を基礎としたUSPTOとの共通特許分類の実現へ抜けた作業の開始に合意。2013年1月の利用開始を目標に掲げて作業中。

欧州分類:IPCを細かく展開(13万分類)



→ ヨーロッパ主要国と米国の文献を調査可能

米国分類:独自に分類(17万分類)



→ 米国文献を調査可能

↑ 欧州分類を
採用

経済及び科学諮問委員会を設立

- EPO長官の諮問機関としてEconomic and Scientific Advisory Boardを設立。2012年1月に第1回会合を開催。
- 特許制度がイノベーションと経済成長に与える影響等について経済的及び社会的研究を行い、EPOに助言を行う。
- EPOのチーフエコノミストを事務局として、メンバーは欧州域外からの選出者を含む11名の企業の代表や大学教授等。グローバルな視点で議論。
- 現在の研究テーマは、特許の藪、特許料金、特許の質。

- EU加盟国は、出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、EU内の参加加盟国領域内で統一的に特許権の効力を生じさせる欧州単一効特許制度及び特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続きを一元的なものとする統一特許訴訟制度について検討中。
- 欧州単一効特許制度と統一特許訴訟制度をパッケージとし、2012年前半までの条約採択を目指している。

欧州単一効特許制度

EU内の参加加盟国の領域において効力を有する単一の特許である「欧州単一効特許」の実現に向けて議論。

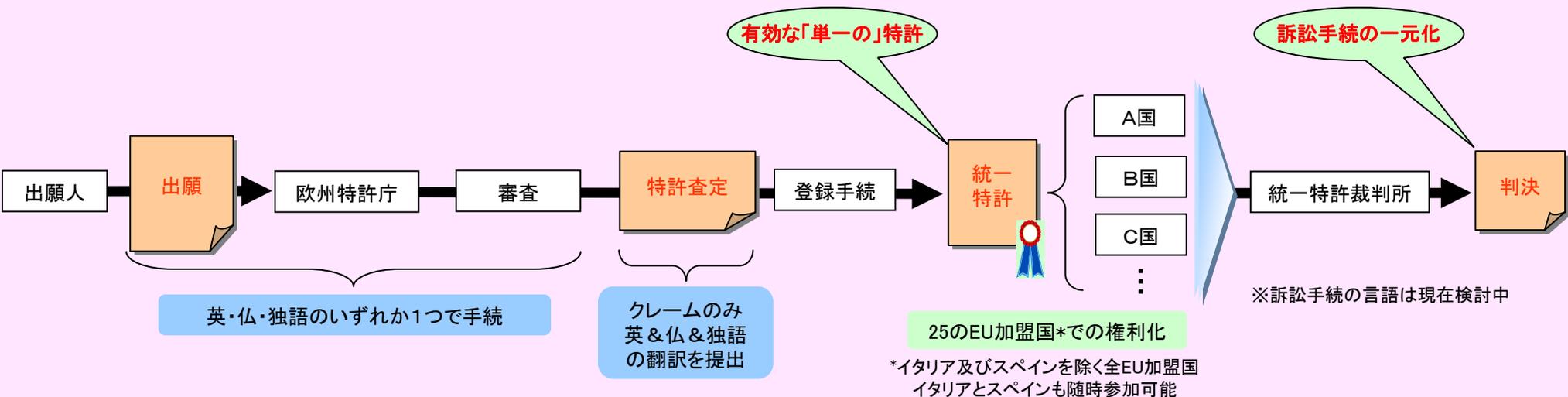
- EU内の参加加盟国全域で有効な単一の特許。
- EU内の参加加盟国全域で効力を有し、一体的に権利が生成・消滅。

統一特許訴訟制度

欧州の訴訟制度を統一する目的で統一特許訴訟制度の設立に向けてEU内で議論。

- 既存の「欧州特許」及び将来の「欧州単一効特許」を対象。

欧州単一効特許制度、統一特許訴訟制度が導入された場合



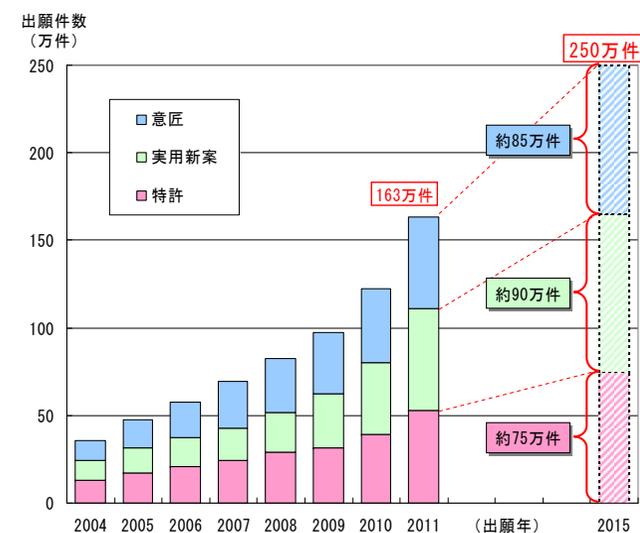
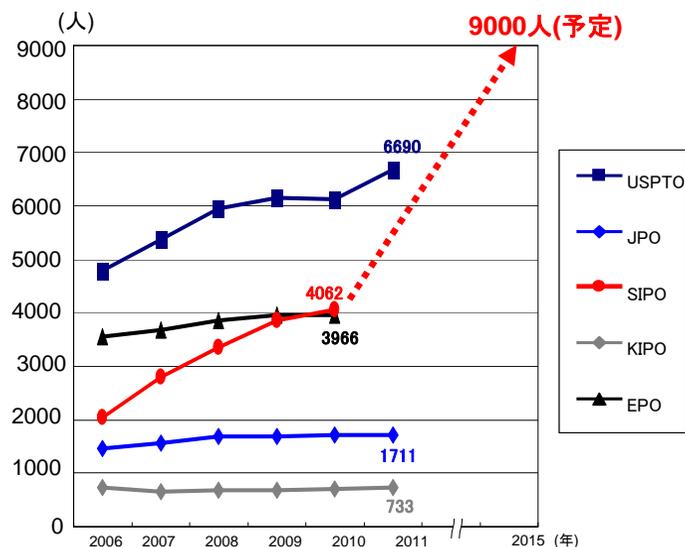
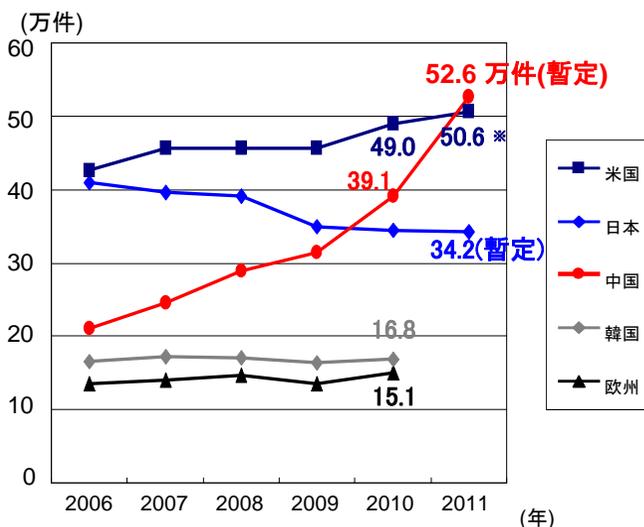
中国の取組 出願件数の急増と審査官の増員

- 中国は特許出願件数で2010年には我が国を、2011年には米国を上回り、世界1位の知財大国化。特許審査官数を2015年までに9000人に増員予定。
- 2015年の特許・実用新案・意匠の出願件数についても、十二五計画において、それぞれ約75万件、約90万件、約85万件になると予測。

【日米欧中韓への特許出願件数】

【日米欧中韓の審査官数の推移】

【特許・実用新案・意匠出願件数予測】



※2011年は暫定値

※2011年の米国出願件数は、2011年度(2010年10月～2011年9月)の値

(出展)

JPO : 2011年版年次報告書

USPTO: Annual Report

EPO : Trilateral Statistical Report, Four Office Statistical Report

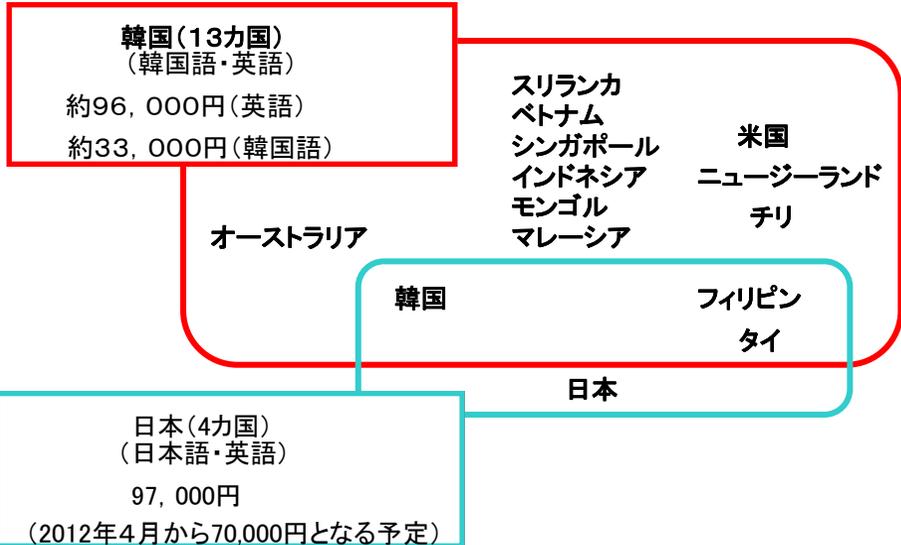
KIPO: Annual Report

SIPO: Annual Report、2011年の出願件数及び審査官数はSIPOホームページ

- 英語によるPCT国際調査の委託を受ける国を積極的に拡大。申請件数は前年比13%増の16,000件(2011年)であり、外国大企業による利用も多い。来年も75名の正規審査官を採用予定。
- 欧米と経済連携協定(FTA)を締結。知的財産権に関する規定が含まれており、国内法整備を進めている。また、ヘーグ協定加盟に向けた立法予告を実施。

管轄ISAの積極的な拡大

【日韓のPCT国際調査の管轄状況】



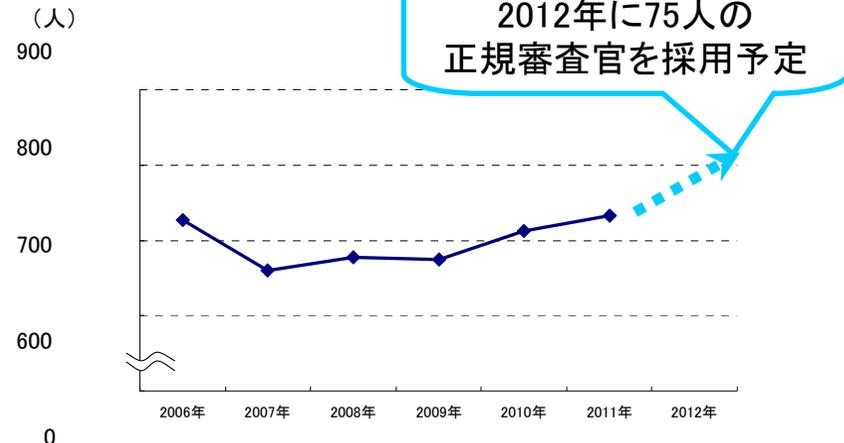
【韓国への外国出願人によるPCT国際調査依頼件数】

順位	企業名	件数
1位	INTEL	806
2位	MICROSOFT	670
3位	HEWLETT-PACKARD	656

(2011年)

KIPOの審査官増員

【KIPOの特実審査官数の推移】



経済連携協定等の推進

- EU韓・米韓FTA締結に伴い、特許・商標等の法改正を実施(新商標、証明商標等)。
- ヘーグ協定加盟に向けた立法予告を実施(2011年6月)。

- 日米欧で共通認識を形成しつつ、知財大国化する中国を取り込みながら議論を展開。
- 中国を交えた五大特許庁会合などの場を活用して制度調和の議論を主導。

日米欧中韓の五庁間での制度・運用の違いを明確化

我が国主導で制度調和に関する調査研究を実施中。2012年5月終了予定。制度調和に関する論点について、五庁の法律、規則、基準を比較調査。調査対象は、先願主義／先発明主義、先行技術の範囲、グレース・ピリオド、新規性、進歩性、クレームの記載要件といった論点に関する40以上の項目。各論点について、調和の効果と困難性を分析。

五庁間での制度調和の議論の枠組みを確立

本年6月の五大特許庁の長官会合において、中国・欧州の慎重な姿勢を踏まえ、継続的な議論の場として、制度調和ワーキンググループ(WG)を新設し、制度・運用の調査研究結果に基づき、調和を目指した議論を進めていくことの合意を目指す。

日米欧中韓
五大特許庁会合

(これまで制度調和の
議論なし)

日本の提案により制度調和を初めて議論。
我が国主導で調査研究を開始。今後、調査研究結果を活用し、議論を継続。

中国を交えた制度調和の
議論の進化、恒常化

日米欧
先進国間

制度調和の議論に
最近進展なし

2011年：米国特許法改正

先願主義の採用、ヒルマードクトリンの廃止、付与後異議導入など抜本的改正

欧州特許庁の慎重姿勢を踏まえ、テゲルンゼイ
会合(日米英独仏デンマーク特許庁、欧州特許
庁)を開催。日米欧先進国間の議論を活性化。

日米欧先進国間で
共通認識形成の加速化

- 日中韓FTA、日EU・EIA、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定等の広域経済連携協定を巡る議論が進展するが、知的財産はいずれの協定においても企業の海外展開を支える重要な論点。

日中韓FTA

2011年5月22日 第4回日中韓サミット

産官学共同研究を本年中に終了させ、その後フォローアップを行うことを決定。



(関連日程)

2012年(予定) 日中韓サミット

東アジアの包括的経済連携

2011年11月17日 東アジアサミット

日中共同提案をふまえ、物品貿易、サービス貿易、投資に関するASEANプラス作業部会を設置することに合意。



(関連日程)

2012年早期物品作業部会設置

日EU・EIA

2011年5月28日 日EU定期首脳協議

まずは交渉の大枠を定める「スコーピング」の作業を早期に実施することで合意。



(関連日程)

2012年(予定)日EU定期首脳協議

TPP

2011年11月11日 野田総理記者会見

TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る。

2011年11月12日TPP首脳会合

交渉参加国首脳は「TPPの大まかな輪郭を達成した」と発表。

2011年11月13日 日米首脳会談

(野田総理)

TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る こととした、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき高いレベルの経済連携を進めていく。

(オバマ大統領)

日本の決定を歓迎するとともに、今後の協議の中で日本側と協力していきたい。

- 近年締結された他国のFTAには知的財産権の保護に関する種々の規定が盛り込まれている。

【米韓FTAにおける規定の例】

(特許)

- 発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間を12か月にする。
- 特許付与の不合理的な遅延を補償するため、特許権者の請求に基づき特許期間を調整する。

※不合理的な遅延とは、特許出願日から4年、審査請求日から3年のいずれか遅い方(出願人の責めによる遅延は含めない)

- 特許に関する民事及び行政上の手続において、特許が有効であるという反証可能な推定を与える。

(商標)

- 登録の条件として、標章が視覚で認知できるものであることを要求してはならない。
- 地理的表示が商標としての保護を受けることができることを規定する。

【EU韓FTAにおける規定の例】

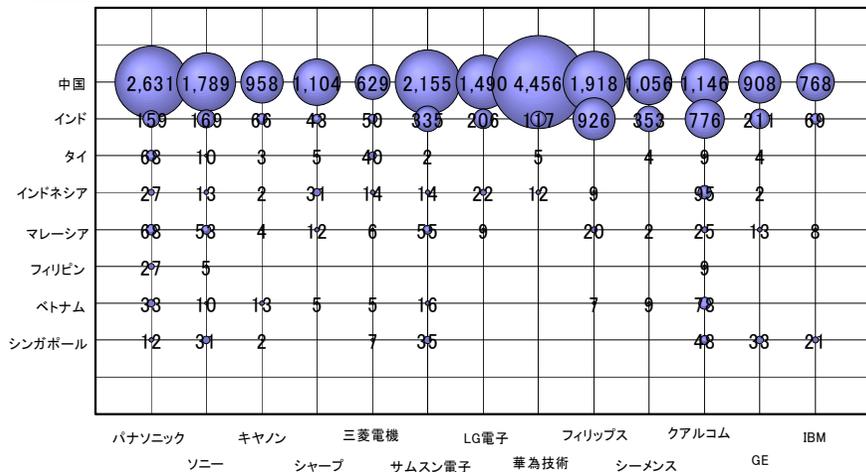
- 農産品や食品等の地理的表示の保護を規定する。

グローバル企業の特許出願構造(2009年公開又は登録件数)

■ 我が国のグローバル企業は中国への出願は積極的である一方、アセアン、インドへの出願は十分か。

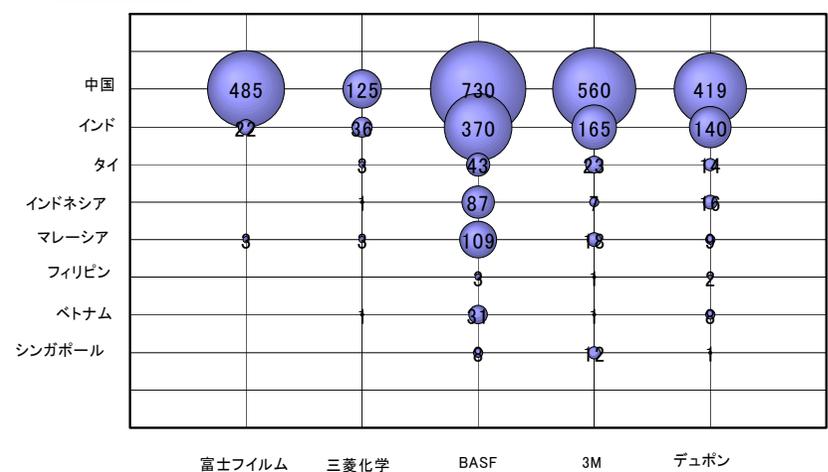
エレクトロニクス企業

出願先国別企業別件数



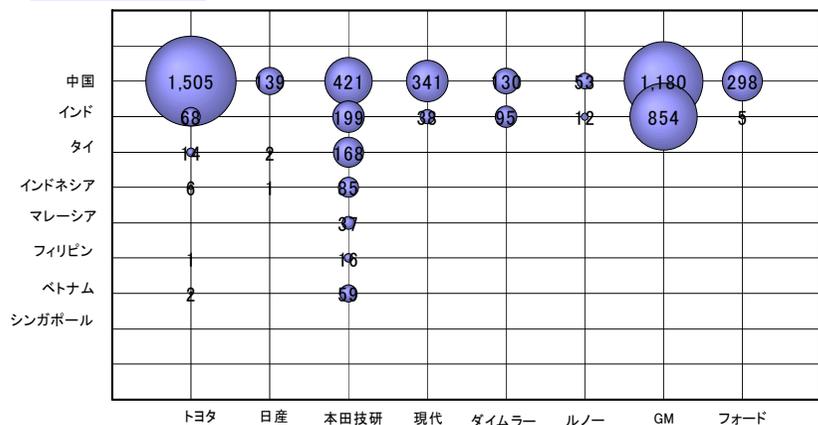
化学企業

出願先国別企業別件数



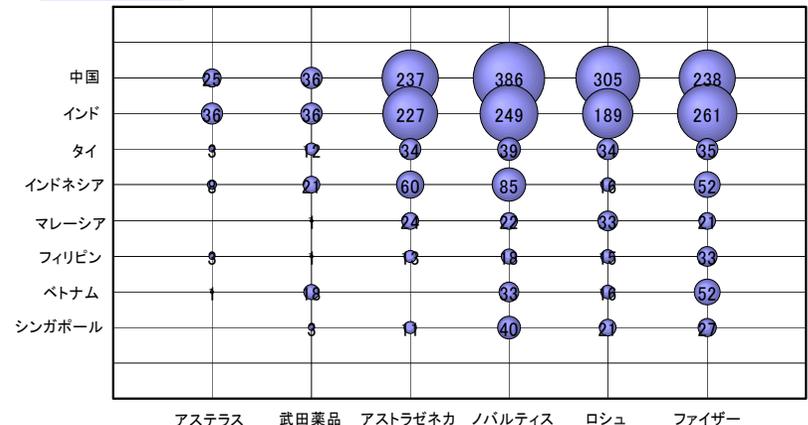
自動車企業

出願先国別企業別件数



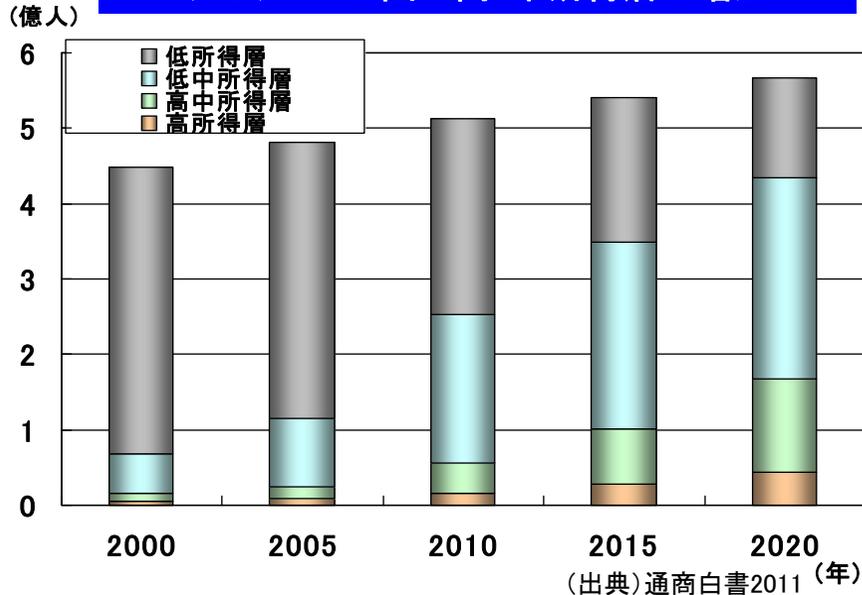
医薬企業

出願先国別企業別件数



- アセアン地域は、高い経済成長を維持。今後、高・中所得層が増加し、我が国企業が得意とする、高品質、高付加価値な製品・サービスの需要も増大。一方、我が国の特許出願件数は、投資規模や貿易額から見て欧米に比し低調。
- アセアンでは、2015年に経済統合を計画、持続的経済発展のために知財を重視。一方、制度・運用の向上に課題。
- 他方、欧米中は定期長官級会合の開催など、積極的なアセアン協力を既に実施。

アセアン6か国の高・中所得層の増加



アセアン知的財産権行動計画2011-2015

—2015年の経済共同体構築に向けた知財分野での取組を規定
—知財保護強化のため、28の具体的アクションを列挙

(例)

- 特許審査結果の域内での共有
- 特許・意匠・商標審査官の能力強化
- 2015年までに、PCT、マドプロ、ヘーグ(7カ国)へ加盟
- 中小企業の知財活用強化
- 日本国特許庁を含むダイアログパートナーとの協力強化

欧米中は積極的なアセアン協力を実施

欧州：アセアン向け協力プログラム(ECAP)を実施(1993年-)、定期長官級会合を開催(2003年-)

米国：アセアン事務局に米国特許商標庁スタッフを常駐

中国：アセアン加盟国—中国間で覚書(MOU)締結(2008年)、定期長官級会合を開催(2010年-)

- 本年2月に第1回日アセアン特許庁長官会合を開催し、アセアンが今後経済成長を遂げていくために知的財産保護の強化が必要であること、そのために日本が協力していくことを確認し、「東京知財声明」を採択。
- 第2回会合を本年7月にシンガポールにて開催予定であり、アセアン各国の条約加盟の支援や、審査・行政能力の向上、普及啓発活動などに関し、アセアンのニーズに沿った協力の具体化を進める。
- 今後は、日アセアンの長官級会合を定期的で開催。



<第1回日アセアン特許庁長官会合(東京)>

前列: 左から、サン部長(カンボジア)、ハヤティ部長(ブルネイ)、岩井長官、牧野副大臣、ティタバ筆頭局長補佐(アセアン事務局)、ズン課長(ベトナム)、パッチマ局長(タイ)
後列: 左から、ウィポール部長(カンボジア)、ラムリ総局長(インドネシア)、マカ課長(ラオス)、アジザン長官(マレーシア)、ティーダ部長代理(ミャンマー)、ブランカフロー長官(フィリピン)、タン長官(シンガポール)

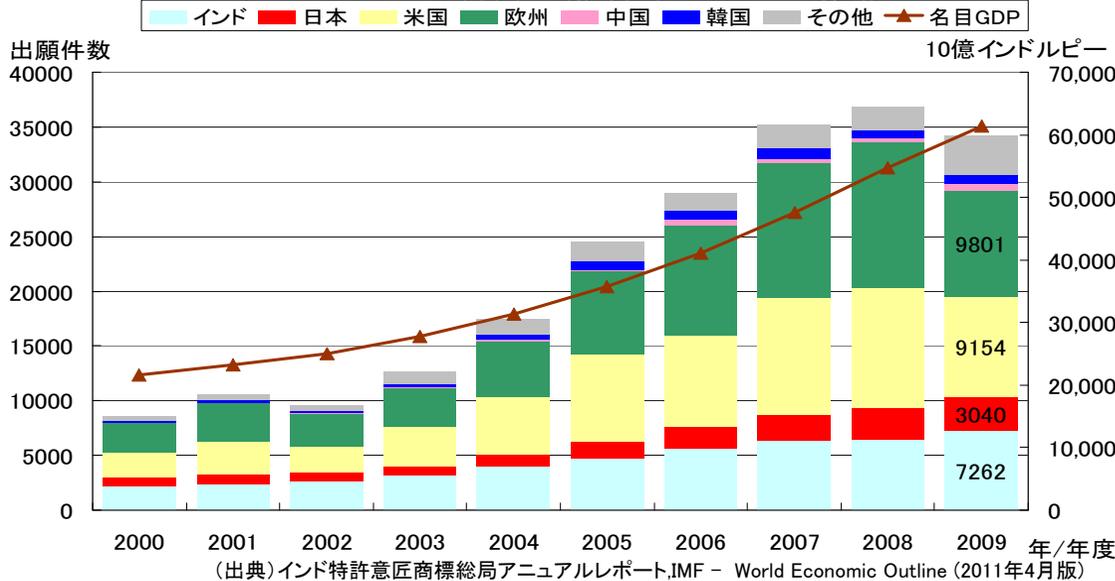
第2回会合(本年7月シンガポールにて開催予定)に向けた協力の具体化の方向性

- ✓ 審査協力(日本国特許庁による国際調査の実施、特許審査ハイウェイ(PPH)等)
 - ✓ 人材育成やIT化支援
 - ✓ 商標権や意匠権に関する国際条約への加盟支援
 - ✓ 国民の知財意識向上等による模倣品対策への協力
- ※ WIPO(世界知的所有権機関)日本事務所やERIA(東アジア・アセアン経済研究センター)等の関係機関と協力

新興国への対応 ～将来を見据えたインド協力の実施～

- GDPの増加に伴い、特許出願受理件数が増加。一方、日本からの特許出願件数は欧米に比し低調。
- 日本企業のインド市場への進出意欲は高く、今後特許出願の必要性は高いが、インドの特許審査は滞貨や質のばらつきなどに課題。我が国として審査能力の向上等に向けた協力を実施。

インドにおける特許出願件数とGDPの推移



長期的※有望事業展開先

※長期的とは、今後10年程度

順位	2011年度	社数	得票率 (%)
1位	インド	333	79.3
2位	中国	299	71.2
3位	ブラジル	196	46.7

(出典)国際協力銀行 我が国製造業の海外事業展開に関する調査報告 (2011年12月)

▶ 特許審査の滞貨の増大

- 出願件数増により、審査対象案件が増大
- 審査官数減により、審査着手件数が減少
- ➡ 審査官257人の増員を実施

▶ 審査の質のばらつき

- 特許・意匠につき、昨年審査基準を策定
 - ✓ 特許(2011年3月公表)
 - ✓ 意匠(2011年3月公表)
 - ✓ 商標(2008年第1ドラフト)
- ➡ 支局間のレベル統一を推進

JPOの取組

- ・3か月間の特許審査実践研修(2009年～)
- ・審査官協議(2010年～)
- ・知財専門家を調査員として配置(2012年度～)

Ⅲ 各分野における今後の課題

- これまで特許庁では、特許庁長官と企業経営者との意見交換等により、産業界との連携を図ってきた。
- 近年、企業活動のグローバル化が急速に進む中、知財活動も国際的な広がりを増しており、産業界から特許庁へのニーズもそれに合わせて大きく変化している。
- そこで、業種横断的かつ経営的視点からみて必要な施策を把握し、検討を図るため、特許庁長官と産業界トップ層との知財に関する懇談会を開催した(2011年9月～2012年3月にかけて全5回開催)。

産業界トップ層との知財に関する懇談会

【産業界側】(50音順、敬称略)

太田 賢司	シャープ株式会社 代表取締役 副社長
久村 春芳	日産自動車株式会社 フェロー
鈴木 俊昭	富士フイルム株式会社 取締役 知的財産本部長
福島 能久	パナソニック株式会社 常務役員 知的財産権本部長
淵上 正朗	株式会社小松製作所 顧問(前研究・開発管掌(知財担当))
御代川 善朗	アステラス製薬株式会社 副社長執行役員
八島 英彦	三菱化学株式会社 執行役員 知的財産部長
山科 忠	トヨタ自動車株式会社 専務役員

【特許庁側】

岩井 良行	特許庁長官
櫻井 孝	特許技監

【オブザーバー】

野間口 有	産業構造審議会知的財産政策部会部会長
-------	--------------------



特許について

- JPOは世界で一番の審査能力。JPOのスタンダードをアジアをはじめとした各国特許庁に発信して欲しい。
- 今後増加すると思われる、英語による出願に対応すべきではないか。

グローバル出願への対応

- 審査官毎、国毎の審査結果のバラツキを無くし、一定レベルの判断水準に統一する必要がある。
- 審査の質の観点からは、外国語(英語、中国語等)特許文献の調査能力を強化することが不可欠。
- 無効審判は企業にとってハードルが高い。特許付与後の簡易な見直し制度の導入を検討して欲しい。

世界で通用する安定した権利

特許について

- 早急に商品化する製品に関する技術については「早さ」が必要。
- 研究開発等でどのような製品に活用できるかわからない場合は権利化を遅らせたい。
- 事業戦略の観点からは、自社の望むタイミングで権利を取得できることが重要。

タイムリーな権利取得

- 世界中の知恵が日本に集まってくる仕掛けを作ることが、これからの日本企業の成長にとって極めて重要。
- 日本は資源のない国であり、知恵をいかに未来に活かすかを考えることが重要。

特許情報等を活用したイノベーション促進

- 施策の検討にあたっては、中小企業をサポートする視点も加えるべき。

中小企業支援

意匠(デザイン)について

- ヘーグ協定への加盟は手続・コスト負担を軽減するので大歓迎。未加盟国へも加盟を働きかけて欲しい。
- 海外における権利取得の予見性を高める観点から、類否判断等の基準を諸外国で揃えて欲しい。

国際的枠組みの整備

- 事業戦略、国際競争力の観点からは、保護対象を各国で揃えることが望ましい。

商標(ブランド)について

- ASEANをはじめとした新興国のマドプロへの加盟を促進していただきたい。

保護対象の拡充

国際的枠組みの整備

- 多様なブランド戦略をグローバルに展開する観点からは、保護対象を各国で揃えることが望ましい。

保護対象の拡充

- 各国特許庁による協調、企業によるグローバルな経営・研究開発・知財活用を推進するためには、特許庁として、(1)グローバル出願への対応、(2)世界で通用する安定した権利、(3)タイムリーな権利取得、(4)特許情報等を活用したイノベーション促進、(5)中小企業の支援、といった課題に取り組むことが必要。

(1) グローバル出願への対応

(2) 世界で通用する安定した権利

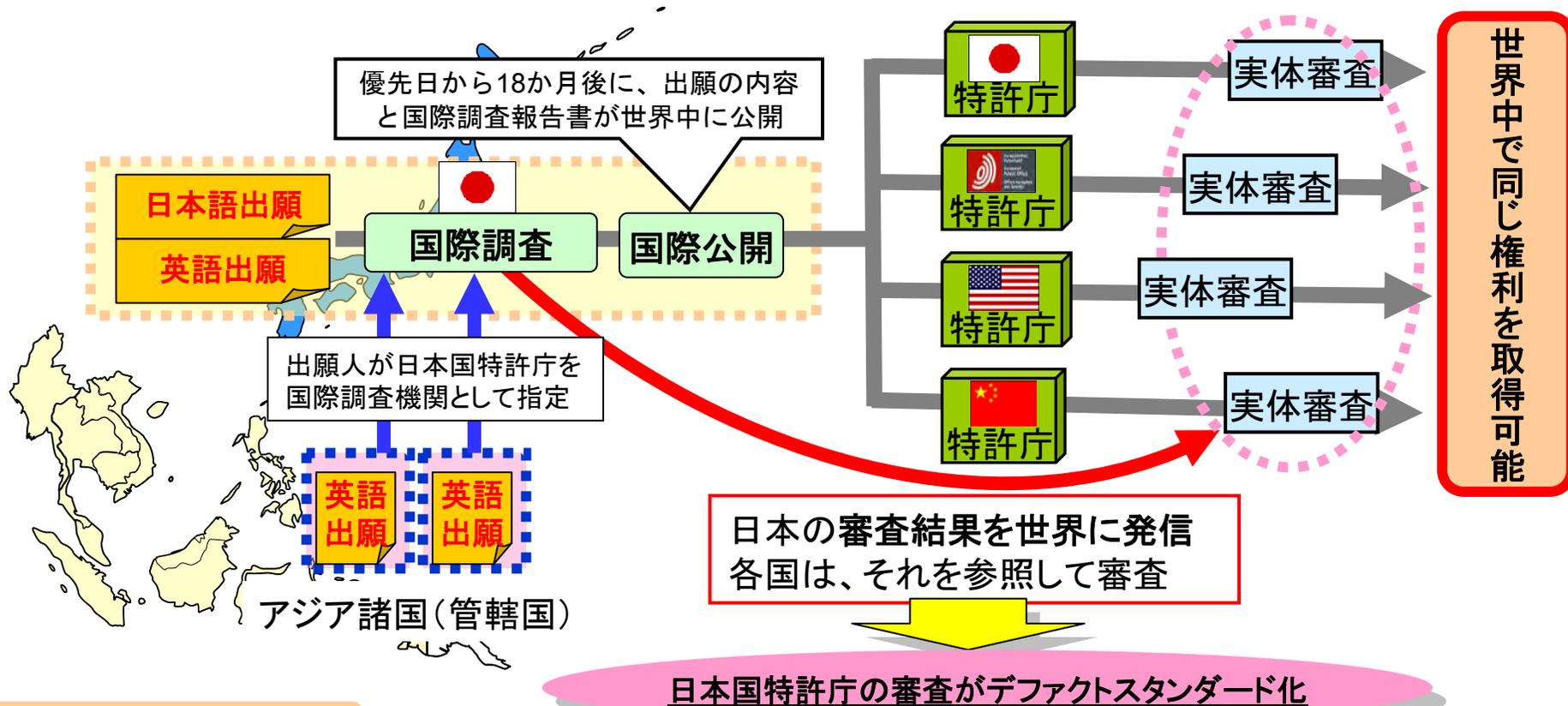
(3) タイムリーな権利取得

(4) 特許情報等を活用したイノベーション促進

(5) 中小企業支援

(1) ①グローバル出願への対応～日本の審査結果を世界に発信

- 今後、我が国企業の国際展開と国際競争力向上のためには、グローバル出願への対応・強化を図る必要がある。
- また、質の高い日本の審査結果を世界で最初に発信し、各国特許庁が、それを参照して審査できる環境を整備することで、日本国特許庁の審査を世界のデファクトスタンダードにすべきではないか。
- そのためには、質の高い審査とそのタイムリーな発信に加え、英語PCT出願の促進が必要である。



英語PCT出願のメリット

- 英語の出願が認められている国へは、PCTの英語明細書を利用して出願(国内移行)が可能である。(翻訳の負担を生じない)
- 翻訳を介さないため、誤訳の問題は生じず、また、国際段階で審査官の判断の基礎となった明細書(英語)と各国の明細書(英語)が同じであるため、判断が相違する可能性が少ない。

(1)②企業活動のグローバル化

- 我が国企業によるアジア新興国等への研究開発拠点の海外展開が拡大。
- PCTの国際調査を我が国が英語で実施することにより、質の高い我が国の審査結果を提供し、我が国企業がアジアで生み出す研究開発成果について、適切に保護される環境の実現を図ることが必要ではないか。

中国

- 自動車メーカーが**江蘇省**に研究開発拠点を新設することを発表(2010.11)
- ゴム、電子材料、合成樹脂等の化学メーカーが**蘇州**に研究開発拠点を新設(2010.11)
- 分析装置のメーカーが**大連**の現地生産法人に開発センターを設立(2011.6)
- 自動車部品メーカーが**広州**に開発・設計・製造拠点を新設すると発表(2011.12)

アセアン

- 自動車メーカーが**マレーシア**に次ぎ、**インドネシア**に研究開発拠点を設置する計画を発表(2011.5)
- 電機メーカーが**マレーシア**、**シンガポール**に次ぎ、**ハノイ**に家電等のソフトウェア研究開発拠点を新設(2007.4)
- 自動車メーカーが**タイ**の子会社の研究開発機能を強化(2003.10)
- 化学メーカーが**シンガポール**の研究開発拠点を分社化(2011.5)

【ユーザーからの声】

1 各国市場のニーズに対応した研究開発を現地のR & D拠点で実行している。今後は、海外R & D拠点からの出願を強化する。 (素材)

2 アセアン地域に研究開発拠点を設けており、現地発の成果が増えてきている。現地での客も増えており現地での出願は不可欠であろう。 (化学)

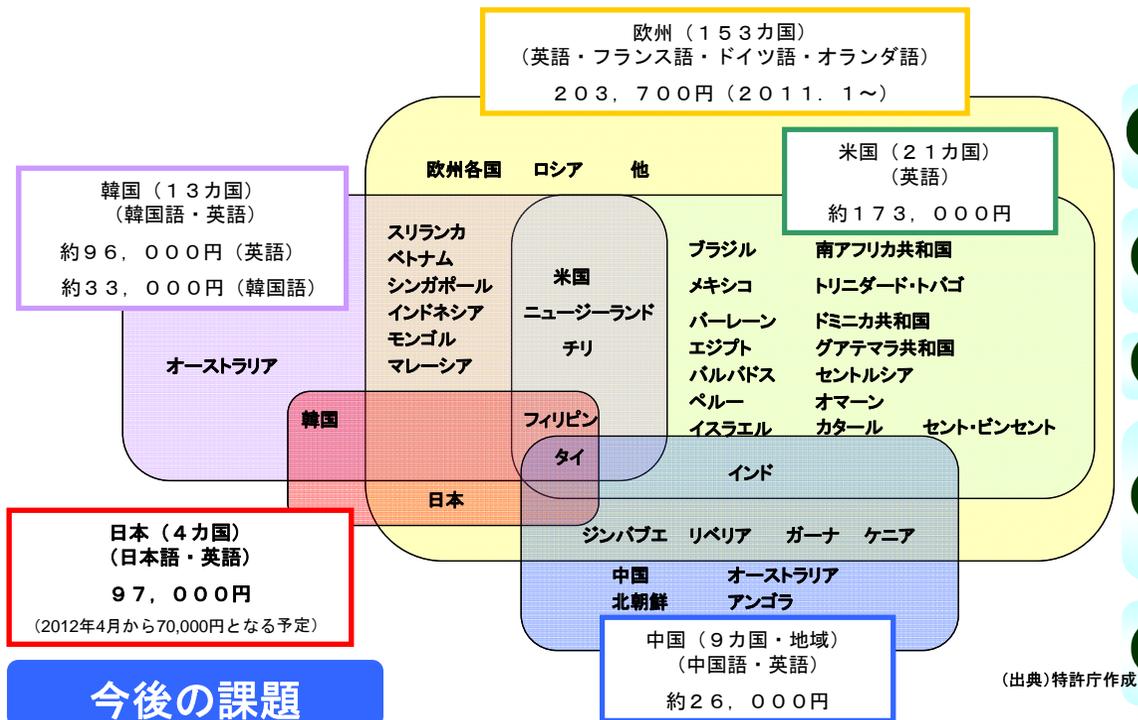
3 部門によっては、研究開発を現地化しており、現地発の発明が生まれている。そのような発明は、それぞれの発明が生まれた国で出願している。 (電気機器)

今後、アジア等で生まれ、
現地の特許庁に出願される発明が増加。

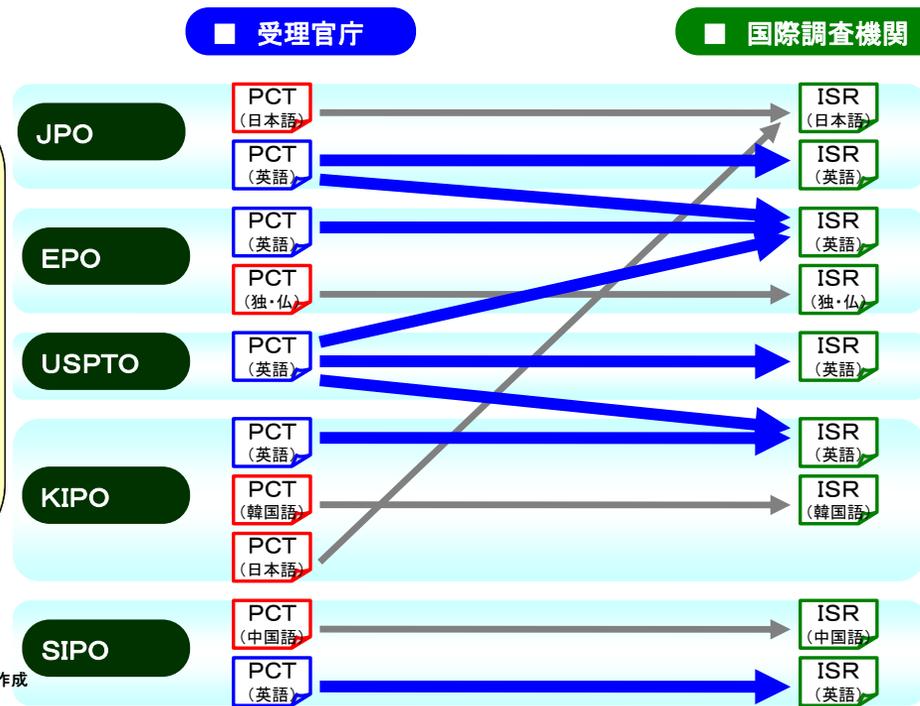
(1)③成長する新興国への対応～アジアで生まれる発明の保護～ 特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 今後、アジア地域での知財活動がますます重要となってくる中、我が国企業がアジアで生み出す研究開発成果について、適切に保護される環境の実現を図ることが必要ではないか。
- PCTでは、質の高い日本の審査結果を国際調査を通じて提供し、新興国を含め海外で安定した権利を得られる環境を実現可能。
- しかしながら、各国特許庁がPCT国際調査機関の管轄を拡大している一方、日本国特許庁はこれまで国内出願を中心に審査リソースを割いてきた結果、管轄国が少ない。

【五庁におけるPCT国際調査の管轄状況】



【五庁内のPCT出願受理と国際調査報告の作成】



(出典)特許庁作成

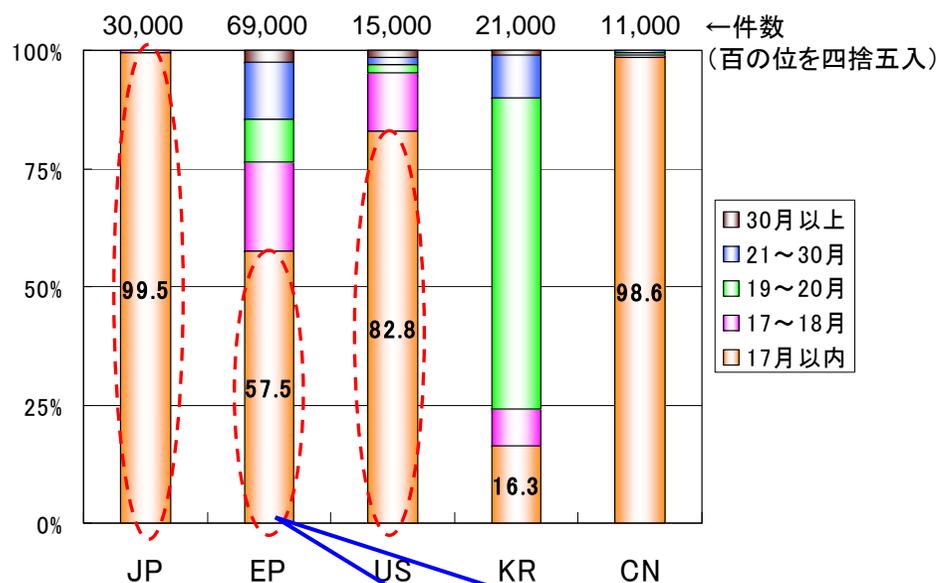
今後の課題

- アジア諸国で生まれ、出願されたPCTについて、その国際調査を我が国が英語で実施できるよう管轄の拡大が必要。

(1)④PCT出願への対応(英語PCT出願)

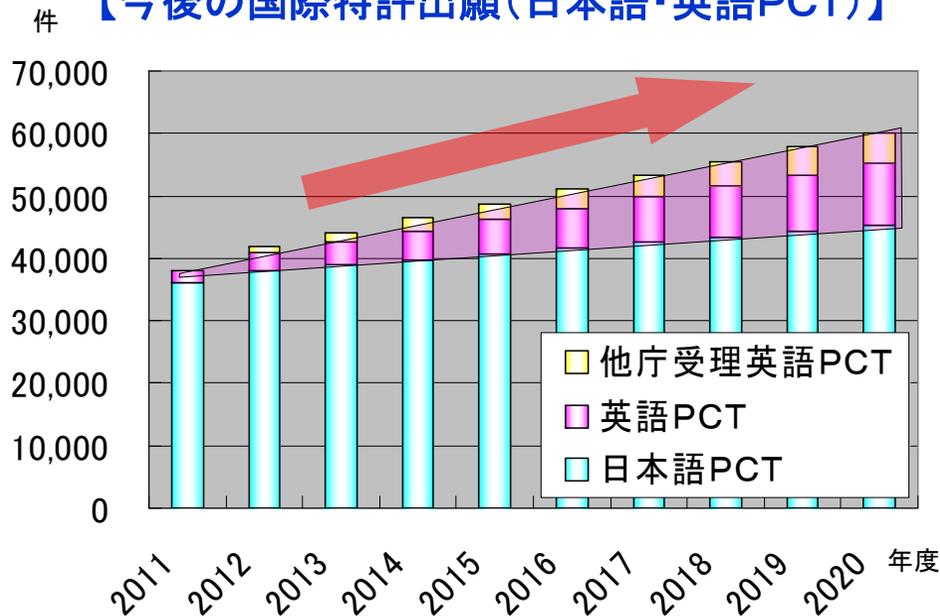
- 企業のグローバル化やパリルートからPCTルートへの移行により、日本のPCT出願件数は増加の一途。
- そのような状況下においても、日本は条約・規則に定められた国際調査報告の作成期限を遵守しており、ほぼ全件について、国際公開(優先日から18か月)までに作成する義務を果たしている。
- これにより、我が国の国際調査機関としての信頼性は高い。
- 今後、更に増加するグローバル出願への対応や管轄の拡大も含めた英語によるPCT出願への対応は最重要課題。

【国際調査報告の作成タイミング(2010年)】



国際公開(優先日から18か月)までに国際調査報告が作成されている割合

【今後の国際特許出願(日本語・英語PCT)】

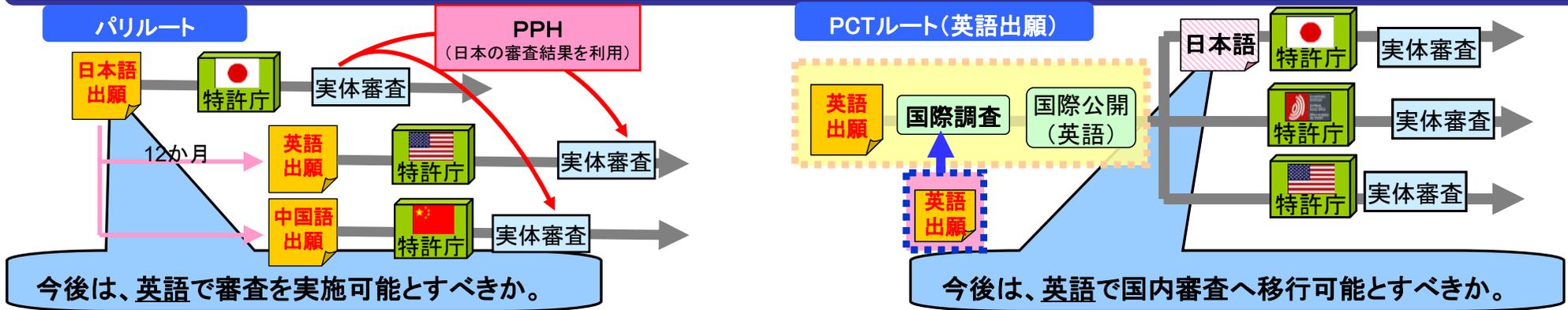


今後の課題

- 英語PCTを含めたPCT出願が増加する中であっても、PCTの条約・規則に定められた国際調査報告の作成期限を守りつつ質の高い国際調査を実施することが必要。

(1)⑤特許関連手続等の英語化に係る課題

■ 日本をゲートウェイとして、世界中で安定した権利を得られる環境を、更に拡充するためには、英語による国際調査を拡充するのみならず、国内段階の審査や特許関連手続等を英語で実施できる制度及び体制を整備すべきか。



出願から権利化までの手続等を英語で行った場合の検討事項

(1) 公示機能と権利行使

複雑な技術を表した特許公報(権利範囲)が、英語で、適切な公示機能を果たし得るか。視覚的に認識しやすい意匠や商標とは、特許は異なるのではないか。

また、このような英語で公示された特許権による侵害訴訟などは我が国産業に望ましいか。

(2) 翻訳の責任

公示機能を補完するために、特許庁が日本語へ翻訳した場合、訴訟等の可能性に対して、誰が誤訳の責任を負うべきか。現行制度のように、受益者(出願者)が翻訳の負担と責任を負う方が合理的ではないか。

(3) 情報発信

技術情報を公開する公報は、日本語の方が、我が国の産業発展に寄与するのではないか。

(参考)

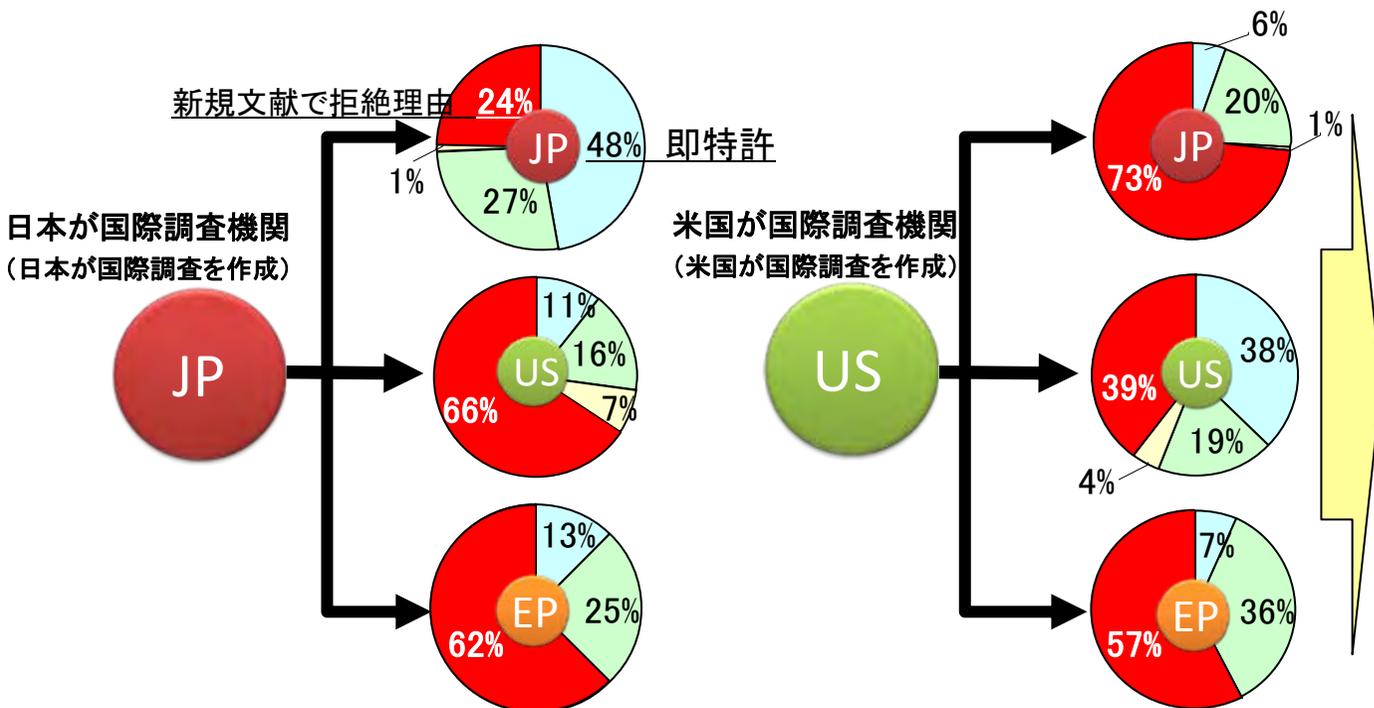
○商標の国際登録制度の枠組みであるマドリッド協定議定書に基づく国際出願においては、我が国はマドリッド共通規則に基づき、英語を選択しており、国際事務局による公表は、英語・仏語・西語によって行われている。

○意匠の国際登録制度の枠組みであるヘーグ協定においても、国際登録公報は英語・仏語・西語で発行され、出願等の手続言語もこれら3言語から選択することとなっている。

(2)① 国際的な審査結果の相違

- 企業が安心して世界市場で活動するためにも、各国間の審査結果の一致が望まれている。
- しかしながら、国際調査機関が特許性ありと判断しても、各国の審査段階で判断が相違するケースが発生。
- 多くの場合、各国の審査で自国の文献が発見されており、調査すべき先行技術文献の増加や調査範囲の拡大などが原因。
- 出願書類の言語や調査対象文献の言語、審査官の使用言語など言語の相違が原因の場合もある。

【国際調査機関が特許性ありと判断した出願に対する、各国の一次審査の結果】



- ✓ 国際調査において、国際調査機関が特許性ありと判断しても各国内の審査で判断が相違するケースは、各国内の審査において新たに文献が発見されるケースや記載要件などの運用が異なるケースが多い。
- ✓ 各国で発見される新たな文献は、主に当該国際調査機関の国以外の文献(外国文献)がほとんど。
- ✓ 先行技術調査の環境の相違や言語の相違、審査官の異同等原因は様々。

(出典) 特許庁作成
(2009年11月の三極会合にて報告)

(2)②世界で通用する安定した権利設定に向けた取組

- 同じ発明についての審査結果が国ごとに相違することは、権利化の予見性や安定性を欠くことになるため、制度ユーザーにとって望ましくない。
- 各国の審査結果の相違を低減させるためには、制度・実務・運用の調和や審査の品質管理が必要。

制度調和

- 米国の先願主義への移行を契機に、国際的な制度調和を推進。
- 制度の比較研究を実施。

審査実務・運用調和

- 審査基準・審査実務の比較研究を実施。
- 特許審査ハイウェイ(PPH)の実施により、審査運用の相違を低減。
- 諸外国の審査官との間で共通案件を用いた審査官協議を実施。(中長期滞在型審査官協議の実施)

先行技術調査の充実

- 外国文献を的確に調査するためのインフラ整備を推進。(システムの開発、国際的な特許分類の調和)
- 審査官、外注機関による先行技術調査の充実。(中韓文献の調査等)

品質管理の充実

- 審査結果のばらつきをなくすための品質管理の充実。(国際的に遜色のない品質管理)

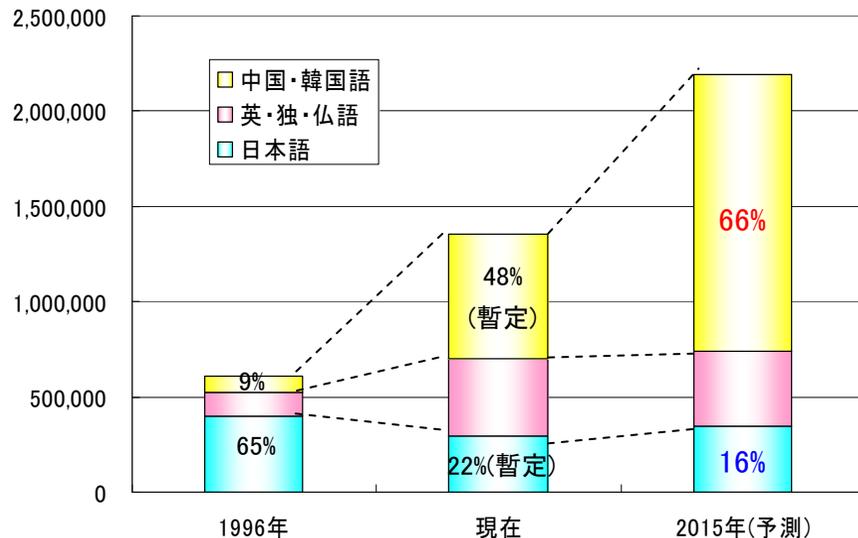
今後の課題

- 各国間の制度・実務・運用調和を図ることが必要。
- そのため、PPHの実施や諸外国特許庁との審査官協議の実施が必要。

(2)③ 急増する外国特許文献の対応

- 世界の特許文献は急増。日本語、英語以外の特許文献、特に中韓文献の増加が顕著。
- 世界に通用する安定した権利を設定するためには、日本語、英語はもとより、それ以外の外国語文献についても漏れなく調査をすることが必須。
- そのためには、言語に依存しない特許分類の整備や機械翻訳などインフラの整備が必要不可欠。先行技術調査外注の拡充も必要。

【急増する外国語文献】



外国文献サーチシステムの整備

- ✓ 機械翻訳を最大限活用して世界の主要な特許文献を日本語による調査を可能とするシステムを整備する。
- ✓ 急増する中国・韓国文献に対応できるよう、中韓文献のサーチシステムは早急に開発が必要。

世界共通の特許分類の整備

- ✓ 言語に依存せず、世界中の特許文献を網羅的に調査可能な特許分類を整備する。
- ✓ 五大特許庁を中心として国際特許分類の調和を進めることが必要。

先行技術調査外注の拡充

- ✓ 最大限の審査効率化を図るため、先行技術調査を民間へ外注。(約24万件)
- ✓ これまでは、日本語を中心とした調査を外注してきたが、今後は外国文献の増加に伴い、日本語の文献だけの調査では不十分となる。外国文献調査も含めた外注の拡充が必要。
- ✓ 韓国の外注機関においては、すでに韓、日、米、欧の文献を調査することが標準。

今後の課題

急増する外国語文献への対応

- 中韓文献をはじめとする外国語文献を漏れなく調査することが必要。

(2)④ 世界共通の特許分類の整備

- 中韓文献等の外国文献へのアクセスには、言語が最大の壁
- 一方、言語に依存しない検索ツールとして、国際特許分類(IPC)が存在、ただし項目が少なく粗い分類
- IPCを細分化できれば、中韓文献等を効率的に、きめ細かくサーチすることが可能に
- 日欧が保有する詳細な内部分類の知見を活かし、五庁でIPCを細分化するプロジェクト(CHC)が進行中

CHCとは

- Common Hybrid Classification (共通ハイブリッド分類)プロジェクトの略。10の五庁基礎プロジェクトの一つで、2009年から日米欧中韓の五庁で開始。
- 日本のFI、欧州のECLAといった内部分類をベースに、IPCを細分化
- 現在までに18の技術分野を実施
- 2011年6月の五庁長官会合(東京)において、CHCの加速化に合意
- JPO審査官における、日欧の分類の優位性比較により、検討時間の短縮化を実現
- 欧米の人員不足により、加速化の実施スケジュールが遅れている状況
- 日中韓の協力・ユーザーニーズの反映も重視

世界共通の特許分類の整備



今後の課題

CHCの加速化・優先化する技術分野の選定

- CHCの加速化スケジュールを速やかに策定し、早期に中韓文献等のアクセスを改善
- 優先して実施すべき技術分野等を特定し、必要性の高い分野の対応を急ぐ

(2)⑤中国特許・実用新案に対する検索環境の整備

- 増大する中国特許文献等を容易に調査できなければ、①不十分な先行技術調査による権利の安定性の低下、②進出先において現地企業から訴えられる可能性の増大、等のリスクが高まる。
- 差し迫ったリスクに応じた対策を講ずるため、まずは中国特許文献等の急増が著しい分野を中心に、中国特許・実用新案の和文抄録を作成・提供する。
- その後、機械翻訳により、中国特許文献等の日本語全文テキストを作成し、日本語による全文テキスト検索環境を実現。

2011年度

中国実用新案の和文抄録の作成及び提供開始

※3月よりIPDLにて提供開始(5万件)

差し迫った
リスクへの対応

2012年度

中国特許の和文抄録の作成及び提供開始

中日翻訳辞書開発

※和文抄録(人手翻訳)の
成果を辞書開発に活用

高精度の
人手翻訳

作成された翻訳辞書データを有効活用

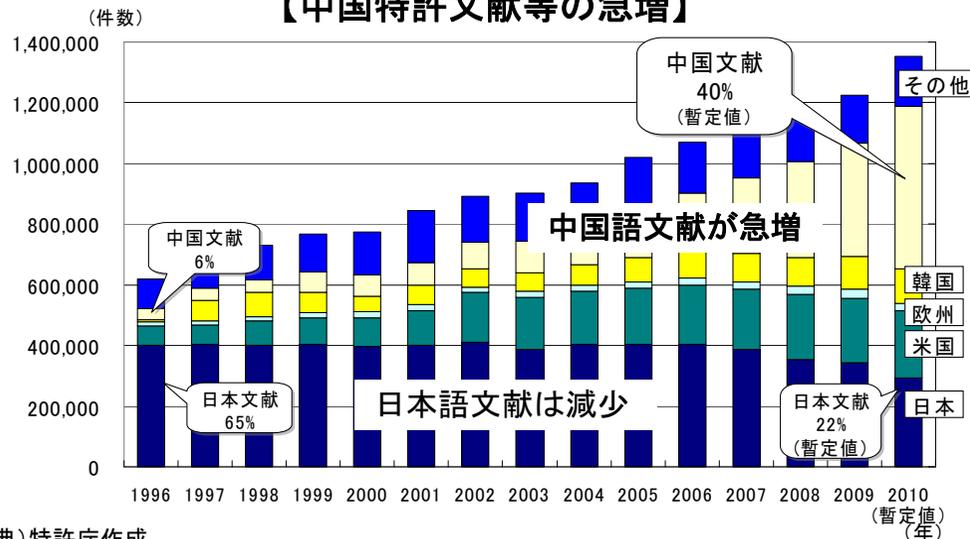
中国語の特許・実用

日本語全文検索システムの整備

【実用新案権に基づく知財訴訟】

◆2009年4月、実用新案権侵害訴訟に関し、フランス企業側が中国企業に1.5億元(約20億円)支払うことで和解。

【中国特許文献等の急増】



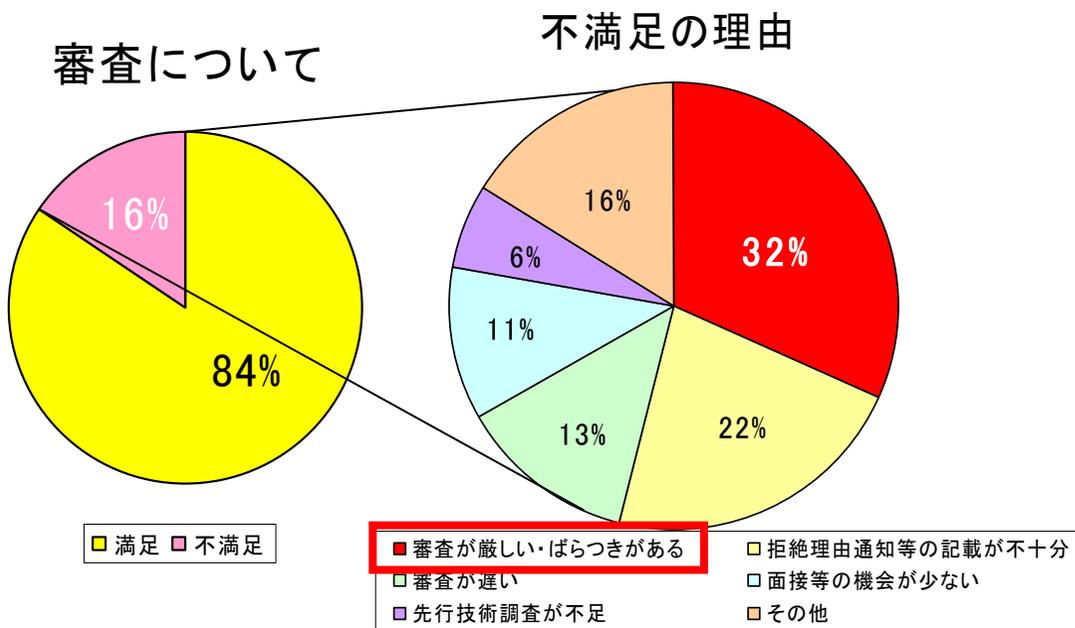
(出典)特許庁作成

(注) 世界で発行された特許文献(実用新案含む)を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仏語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。

(2)⑥ 世界で通用する安定した権利設定のための審査

- 2013年の審査順番待ち期間11か月という目標を掲げ迅速な審査処理に傾注してきた結果、スピードの面では相応の成果を上げつつあるものの、審査に関しては、改善すべき課題も顕在化しつつある。
- ユーザーからは、日本の審査は概ね満足しているものの、不満足な点として、審査が厳しい・ばらつきがあるとの声もある。
- 各国の審査基準については、多少の差異はあるものの、新規性・進歩性などについては、それほど大きく異なっていない。比較研究の実施などによりさらなる調和を図っていく。
- ユーザーの指摘に対応するためには、審査判断の主体である審査官の適切な審査の遂行とこれを担保するための品質管理の仕組みが必要ではないか。

【日本の特許審査に対するユーザー評価】



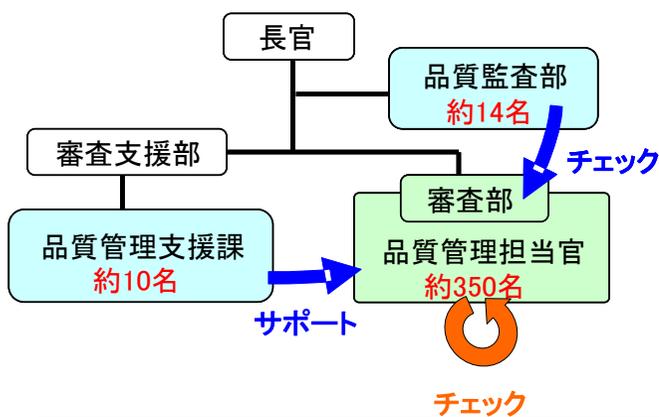
【ユーザーからの声】

- 1 特許審査ハイウェイを利用するには、JPOで特許査定になり、かつ、同一のクレームで他国特許庁へ出願しなければならないが、諸外国特許庁に比べ、JPOの審査は厳しいため、諸外国で取得できる権利範囲が狭くなるおそれがある。
(電気機器)
- 2 審査官ごとの判断にばらつきがあるように感じる。
審査基準の運用などを統一して欲しい。
(素材)
- 3 国際的なワークシェアに取り組んでいるとのことだが、三極各国の審査レベルに差があるように感じる。その中で、最も日本が厳格ではないか。日本が厳格であるゆえ、日本企業が損をしていると感じる。
(化学)

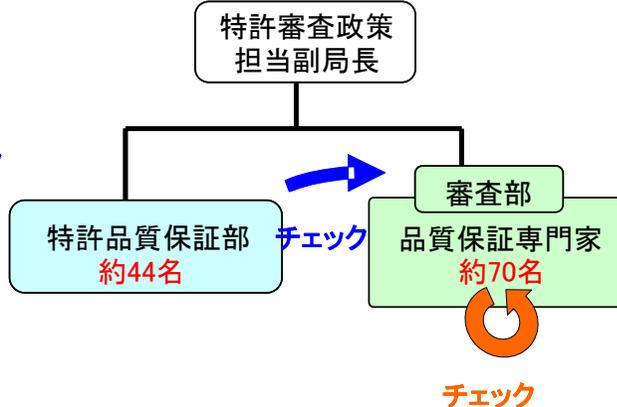
(2)⑦ 品質管理の拡充

- グローバル出願が増加する中、主要国の特許庁は審査品質の向上とそのため品質管理に注力するため、体制の強化を図っている。(欧州、米国とも2004年～)
- 他方、我が国は、審査処理件数では世界トップクラスであるにもかかわらず、品質管理は、内容、体制ともに、欧米特許庁に比べると十分でない。
(サンプルチェック率: 欧米2～6%、日本0.2% 品質管理担当: 欧州約370名、米国約110名、日本約20名)
- 審査の品質管理を国際的に遜色のない内容で行い、世界一の審査品質を提供することが必要ではないか。

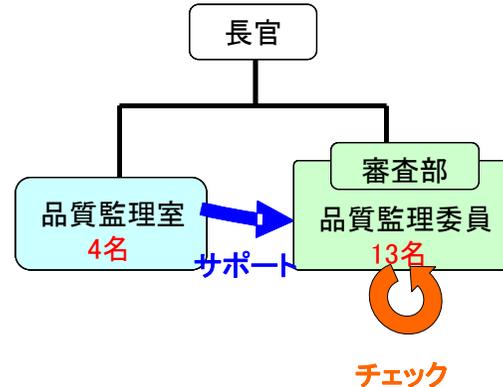
欧州特許庁の品質チェック体制



米国特許商標庁の品質チェック体制



日本国特許庁の品質チェック体制



レビューの種類	EPO		USPTO		JPO	
	最終処分レビュー	インプロセスレビュー	最終処分レビュー	インプロセスレビュー	最終処分レビュー	インプロセスレビュー
サンプル数	1100件 (0.5%)	13137件 (6%)	5091件 (2～3%)	4621件 (1.5%)	800件 (0.21%)	×

※インプロセスレビュー: 出願人へ通知される前までに、その審査内容(サーチと判断の全過程)をチェックするもの。(出願人に通知される前までに誤りの是正が可能)

※最終処分レビュー : 審査が終了した案件について、その審査内容をチェックするもの。

今後の課題

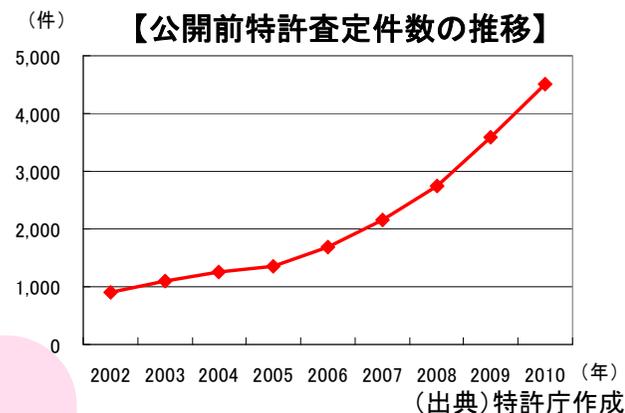
- ▶ 世界一の審査品質を提供するため、少なくとも欧米特許庁並の品質管理(サンプルチェック率の向上、オフィスアクション前の品質管理の実施、サーチ範囲の確認等)を行うことが必要。

(2)⑧ 特許権の安定化

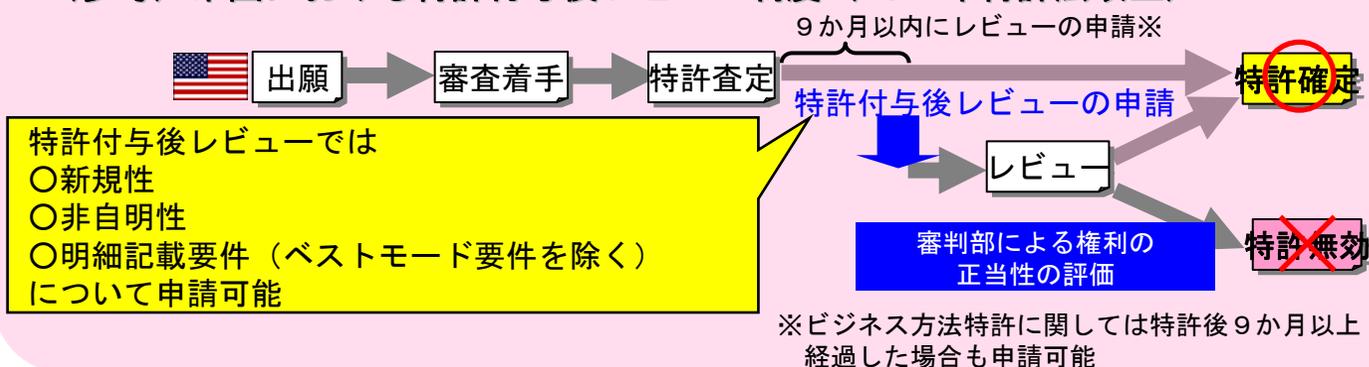
- 今後、審査期間が短縮化されることに伴い、公開前に特許となる案件が増加する見込み。
- 米国では、2011年米国特許法改正により、特許付与後に権利の正当性を評価する、特許付与後レビュー制度を導入。
- このような状況を踏まえ、より安定した権利のために、特許付与後の権利の見直しについての検討が必要ではないか。

- 早期審査の増加に伴い、出願公開前に特許査定される案件が増加。今後、審査順番待ち期間の短縮により、公開前に特許される案件はさらに増加することが予想され、公衆による権利付与前のチェックの機会が失われることは問題との指摘がある。
- また、そもそも、異議申立制度の廃止により、成立してしまった瑕疵のある権利の有効性を争う簡易な手段がなくなった点を問題視する声もある。
- 一方、付与後の権利の有効性を争う簡易な手段の導入は、濫用による特許権者の負担増加と、ビジネスの予見性低下を招き、特許権者の適切な保護を阻害するとの指摘もある。

【公開前特許査定件数の推移】



(参考) 米国における特許付与後レビュー制度 (2011年特許法改正)



特許付与後レビューでは

- 新規性
- 非自明性
- 明細記載要件 (ベストモード要件を除く) について申請可能

今後の課題

- より安定した権利のために特許付与後の権利の見直しについて、これまでの制度改正の経緯や諸外国の制度、ユーザーニーズ等を踏まえつつ検討することが必要。

(3)① 審査順番待ち期間の短縮(早い審査)

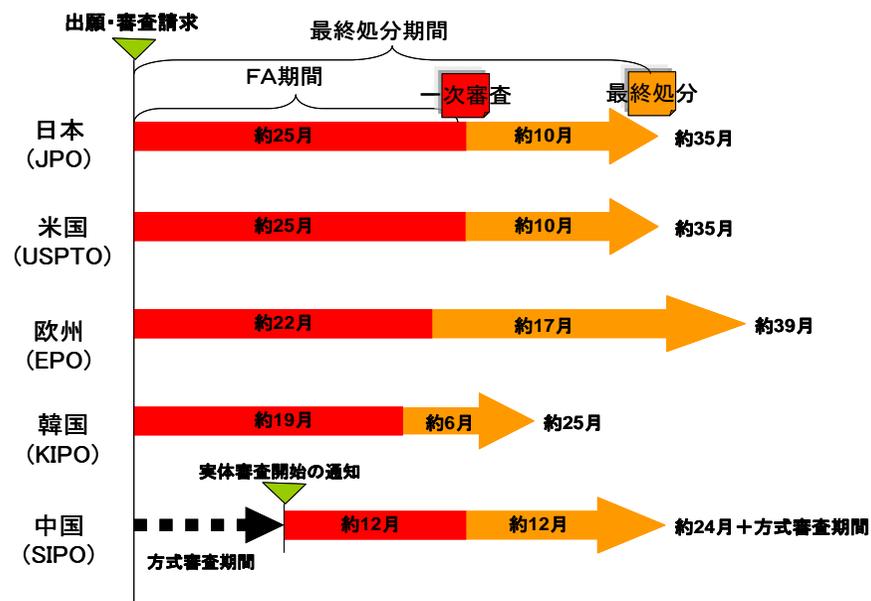
- 2013年にFA期間(審査順番待ち期間)を11か月とする目標に向け着実にFA期間を短縮。
- FA期間を更に短縮する方向やFA期間を維持しつつ審査の質を向上させる方向、権利設定までの全体の期間を短縮する方向など選択肢は様々。
- さらに、技術分野や事業ごとに権利取得のタイミングに関するニーズは多様。ニーズに応じた権利取得を可能とするサービスの提供を検討する必要があるのではないか。
- PPHなど国際的なワークシェアリングの起点となるためには、FAだけではない「世界一早い・強い権利設定」ができる特許庁を目指す必要があるのではないか。

【ユーザーからの声】

1 現在よりも審査が早くなるようであれば、質が落ちるのではないか。そうなると困る。質とタイミングのバランスが重要。特許は事業に活用するためのツールなので、事業形態に合わせてタイミングを選択できる権利取得の枠組みが必要である。また、企業の事業展開はグローバル化しているので、国を超えてタイミングを選択できるように、制度調和してもらいたい。

2 JPOの現在の審査スピードは十分かと思う。審査の質とスピードはトレードオフのところがあるので、むしろ、先行技術調査に注力してもらおう方が価値が高い。

【五庁における審査期間】



今後の課題

- 2013年に審査順番待ち期間11か月 (FA11)を達成した後、どの方向性で進めるか。
- ユーザーニーズや国際動向を踏まえて政策判断が必要。

(3)② ユーザーの知財戦略に則した審査のタイミング

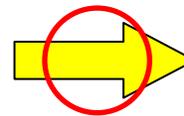
- 現状、早い審査判断に対するニーズについては、早期審査制度・スーパー早期審査制度によりユーザーの望むタイミングでの審査判断の可能であるが、国際標準化、市場や国際動向を見据えたタイミングでの審査判断のニーズに対応する制度は設けていない。
- ユーザーの知財戦略に則した審査タイミングを選択できるような新たなサービスを導入する必要があるか。

《審査タイミングに関する様々なニーズ》

早い審査判断に対するニーズ

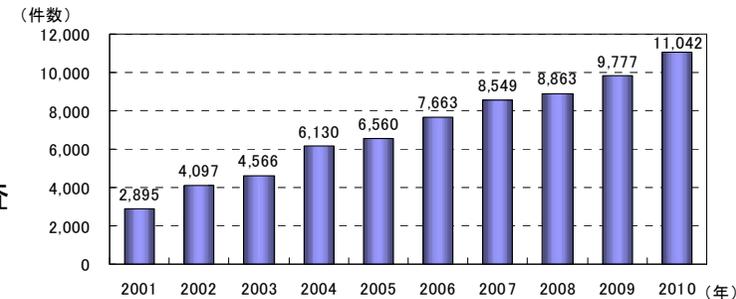
＜発明の性質や分野・事業戦略によるもの＞

- iPSに代表される国際的な競争が激化している研究分野
 - ライフサイクルが短い発明、早期に事業化を予定している発明
- ＜国際的なワークシェアリングによるもの＞
- 特許審査ハイウェイを利用して、他国で優先的に審査を受けたい案件等、第一庁の審査結果を早期に得たい案件



早期審査・スーパー早期審査で対応可能

【早期審査申出件数の推移】



(出典)特許庁行政年次報告書2011

国際標準化、市場や国際動向を見据えたタイミングでの審査判断に対するニーズ

＜発明の性質や分野・事業戦略によるもの＞

- 医薬品や基礎的研究など、製品化、実施化に時間のかかる研究分野
- 市場の動向を見据えた製品化、海外展開
- 国際標準化のタイミングに合わせた権利化を望む発明



現状、対応する制度なし

《検討の視点》

- 国際標準化、市場や国際動向を見据えたタイミングでの審査判断に対するニーズにこたえる制度の導入は本当に必要か
 - イノベーションを阻害するのではないか。
 - 出願人のニーズと第三者の監視負担のバランスをとる制度設計は可能か。

今後の課題

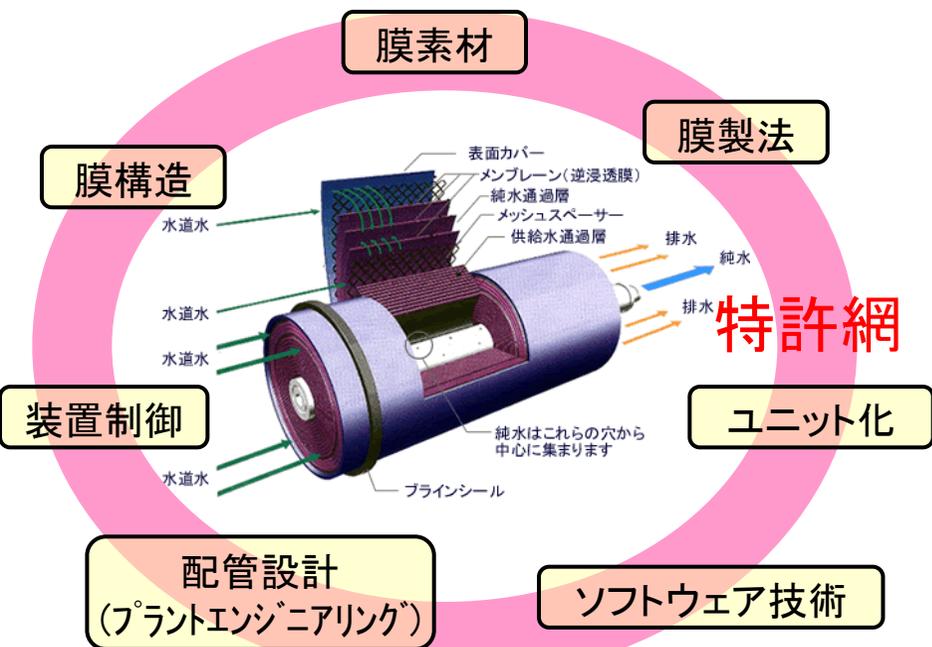
ユーザーの事業戦略・知財戦略に則したタイムリーな審査

- 出願人の事業戦略・知財戦略に応えるような審査タイミングを選択する制度について、出願人のニーズと第三者の監視負担のバランスにも留意しつつ、諸外国の制度等を踏まえて検討することが必要。

(3)③ グローバル展開する技術のタイムリーな保護

- 世界市場で競争力のある強い日本企業を輩出し、安定した知財活動を促進するためには、必要な事業やそれに関連する技術について、単に早いだけではない適切なタイミングで権利取得できることが必要。
- 国際展開を企図する新たな事業形態(ビジネスモデル)に活用できる特許網を形成するために必要な出願を適時に権利化できるような新たな審査サービスの提供が必要ではないか。

【新事業(プロジェクト)の例】



国際戦略対応まとめ審査

- ✓ ユーザーの事業プロジェクトに対応した対象出願群を出願時期や審査請求時期に限らず、ユーザーニーズに応じてまとめて審査。(オーダーメイド型)
- ✓ 必要に応じて早期審査を実施し出願人が希望するタイミングでの権利化を支援。
- ✓ 面接審査を実施し、ユーザーの意図を正確に把握することで、ユーザーが希望する権利範囲で権利取得を支援。

**事業に必要な特許を
適時にかつ網羅的に取得
(パテントポートフォリオの構築)**

今後の課題

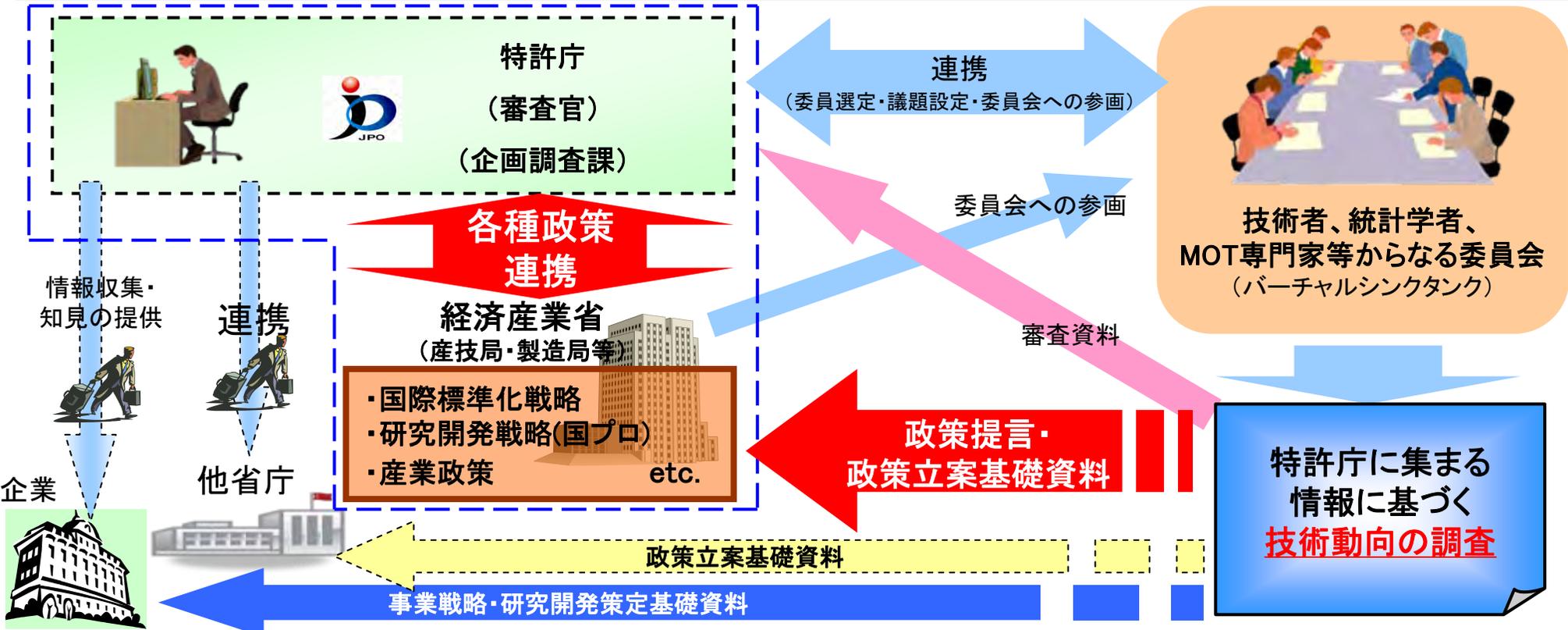
※図は水カンパニーのホームページ
(<http://www.water-company.jp/>)より引用

新たな事業形態(ビジネスモデル)に対応した特許の包括的な保護

- グローバル展開を企図した新事業に対応する出願について、包括的かつタイムリーに権利取得を可能とする方策についての検討が必要。

(4) 特許情報等を活用したイノベーション促進

- 特許庁には、特許・意匠・商標の出願として、国内外から最新の技術・デザイン・ブランド情報が集まる。
- また、そうした情報を、各審査官は、日々の審査業務を通じ、具体的かつ体系的に熟知している。
- こうした特許庁内の知を活用し、政策立案や企業の知財戦略策定への貢献を図り、我が国のイノベーション促進につなげることが重要ではないか。



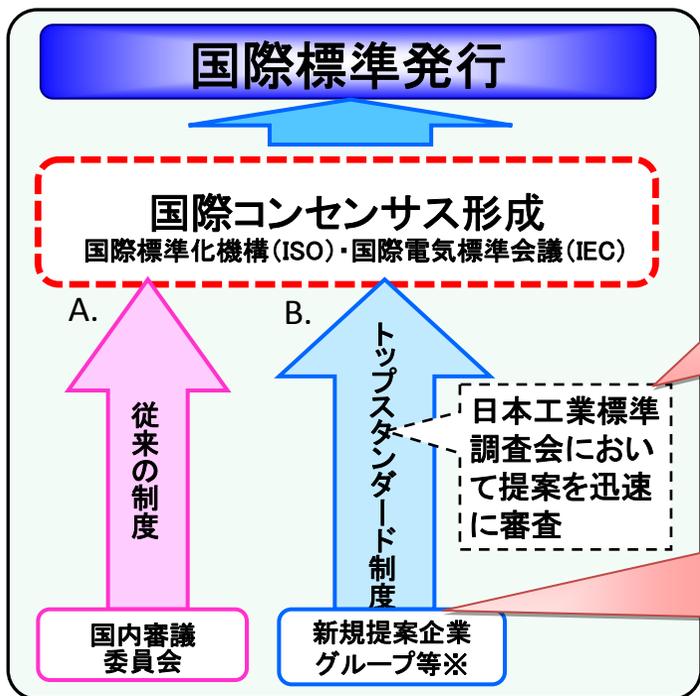
今後の課題

- 知財の側面からの政策提言力を強化するために、経済産業省内外の関係部局と連携しつつ、審査官の知見を活用できる特許庁内の体制構築が必要。

(4) 特許情報等を活用したイノベーション促進(例)

■ 研究開発戦略(最重要国プロ)や国際標準化戦略などの政策に必要な客観的な技術的判断において、特許庁が有する情報や審査官の知見を活用することは、効果的で公平な政策の実施に資するのではないか？

国際標準化戦略との連携



※業界団体等の内部でのコンセンサス形成を必須とせず、より迅速に国際標準化提案ができる

技術動向等の調査において、特許審査官の知見等を活用

提案標準化関連技術の目利きにおいて、特許審査官の知見からサポート

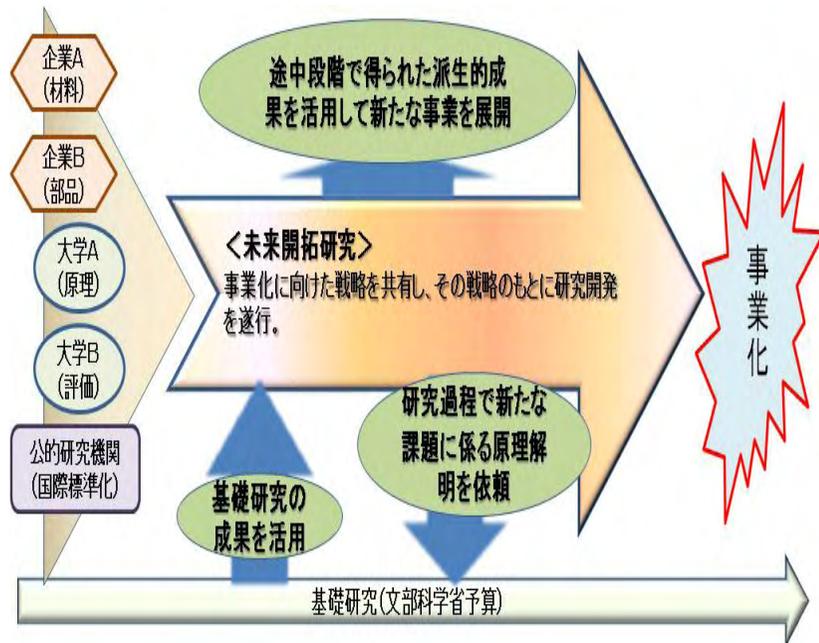
研究開発戦略(最重要国プロ)との連携

未来開拓研究(国プロ)

○対象技術の選択

- ①我が国経済社会に大きなインパクトを与える技術
- ②事業化まで長期の取組が必要なリスクの高い技術
- ③我が国が強みを持ち、世界への貢献が期待される技術

○最適な実施体制の構築・研究開発戦略の方向付け



(5)①中小企業の特許料減免

中小企業によるイノベーションを促進するため、平成24年4月より、(1)中小企業の特許料の減免期間を登録1年目～3年目から、登録1年目～10年目へと拡充し、(2)減免の対象者に、設立後10年を経過しない中小企業を新たに追加する。

減免内容の拡充 (注)平均的出願1件当たりの各料金

審査請求料

H23年8月、約20万円から約15万円に引下げ

一般企業

15.8万円

20.9万円

5.1万円減

半減

中小企業

(H24.3末まで)

7.9万円

7.9万円減

減免を受けられる
中小企業の対象を拡充*

中小企業

(H24.4以降)

(同上)

特許料

22.6万円

(10年間権利を維持した場合の特許料)

1年～3年目の特許料を半減

22.1万円

0.5万円減

減免期間を拡充

1年～10年目の特許料を半減

11.3万円

10.8万円減

*減免対象者の拡充

(現在の減免対象者)
研究開発比率3%超の中小企業
又は、赤字の中小企業

(平成24年4月以降の減免対象者)
左記の中小企業 + 設立後10年を経過して
いない中小企業

(5)② 地域中小企業の外国出願支援

- 外国での特許や商標等の権利取得は**模倣品防止**や海外市場の**販路開拓**の大きな力。
- しかし、外国での権利取得に**多額の費用**がかかる点が、資力に乏しい中小企業には大きな負担。
- 地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国への出願に要した費用(翻訳費、外国出願料、外国代理人費用等)を支援。

外国出願料金は国内出願料金より高額

出願にかかる平均的な費用例:

- ・特許: 欧米(約119万円)、アジア(約76万円) > 日本(約40万円)
- ・意匠: 欧米(約80万円)、アジア(約40万円) > 日本(約14万円)
- ・商標: 欧米(約40万円)、アジア(約20万円) > 日本(約12万円)

注) 外国出願費用: 外国出願料・翻訳費・代理人手数料等
国内出願費用: 出願料・弁理士費用

出典: 特許庁調査

負担軽減のため外国出願費用を助成

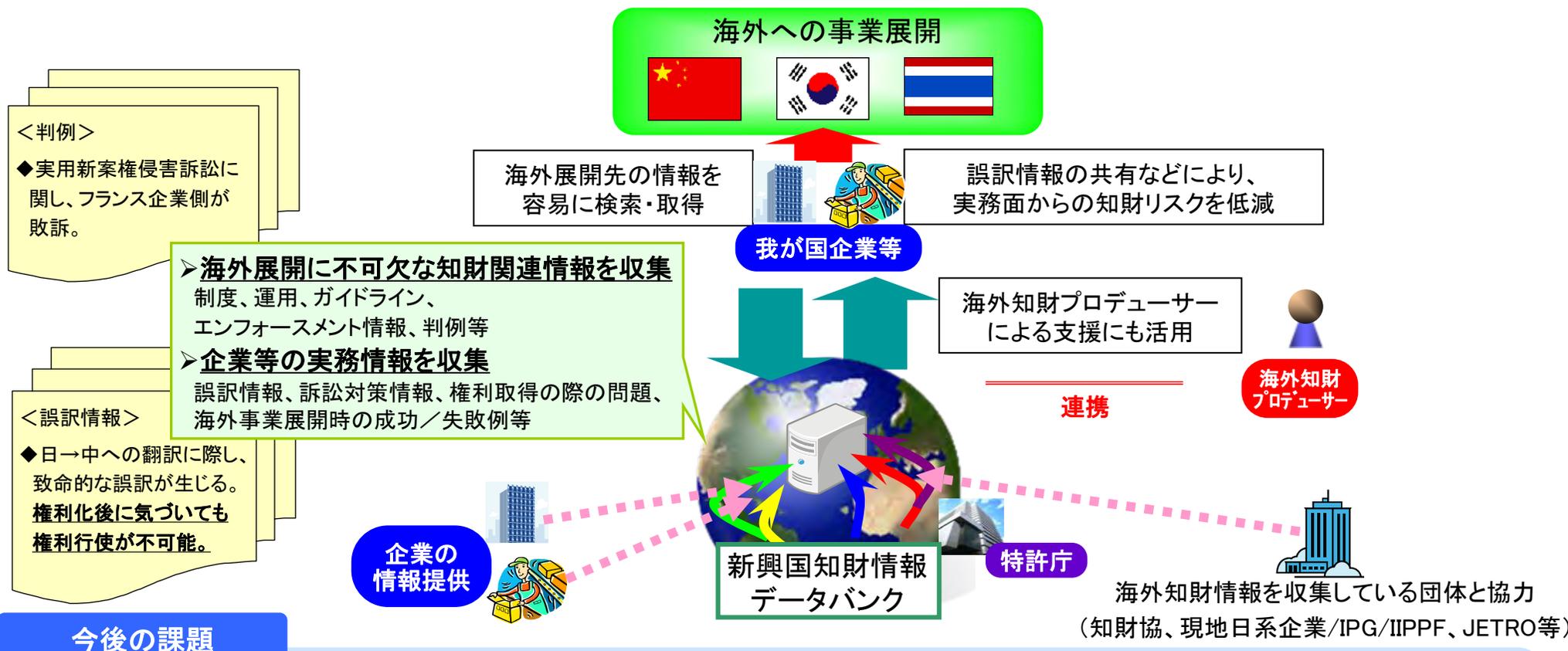
- ・補助額 : 外国出願費用の**1/2**を補助 (上限額: 特許150万円、意匠・商標60万円)
- ・平成22年11月に緊急経済対策の一環として、実施自治体の費用負担を軽減した結果、**支援企業数は大幅に増加**。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度(うち11月以降)	平成23年度(見込み)
実施自治体	4地域	8地域	16地域 (6地域)	26地域
支援企業	11社	25社	71社 (21社)	151社

- ・支援企業数の急増に伴い、平成24年度予算政府案額を**大幅に増額**。(210社を支援予定。)
平成24年度予算政府案額 1.5億円 (平成23年度予算額 0.8億円)

(5)③中小企業の海外展開支援

- 我が国企業等が新興国に事業展開するに際しては、リスク把握のため、現地の知財情報が不可欠。
- 企業等が様々な海外知財リスクに対応するには、各国法令やガイドライン等の情報に加え、誤訳情報や訴訟対策情報、権利取得過程における問題点なども集積し、共有化することが必要。



<判例>

◆ 実用新案権侵害訴訟に関し、フランス企業側が敗訴。

- ▶ 海外展開に不可欠な知財関連情報を収集
制度、運用、ガイドライン、エンフォースメント情報、判例等
- ▶ 企業等の実務情報を収集
誤訳情報、訴訟対策情報、権利取得の際の問題、海外事業展開時の成功／失敗例等

<誤訳情報>

◆ 日→中への翻訳に際し、致命的な誤訳が生じる。権利化後に気づいても権利行使が不可能。

今後の課題

新興国知財情報データベースの構築(2012年度予算案0.5億円)

- ▶ 2011年度、知財協、JETRO等の関係団体・企業等と意見交換・情報収集。データベースのシステム設計について検討。
- ▶ 2012年度予算要求を踏まえ情報提供開始。当初の対象国としては中韓等を想定、以降ニーズに応じ対象国の拡大を検討。 55

- 意匠権の活用の広がり、海外への十分な出願、巧妙化する模倣品、といった課題に対応するため、特許庁として、(1)国際的枠組みの整備、(2)保護対象の拡充に取り組むことが必要。

(1) 国際的枠組みの整備

- ①ヘーグ協定への加盟
- ②アセアン等新興国のヘーグ協定加盟促進等
- ③安定的な権利設定のための品質監理等の取組

(2) 保護対象の拡充

- ①<意匠>画面デザイン

(1)① ヘーグ協定への加盟

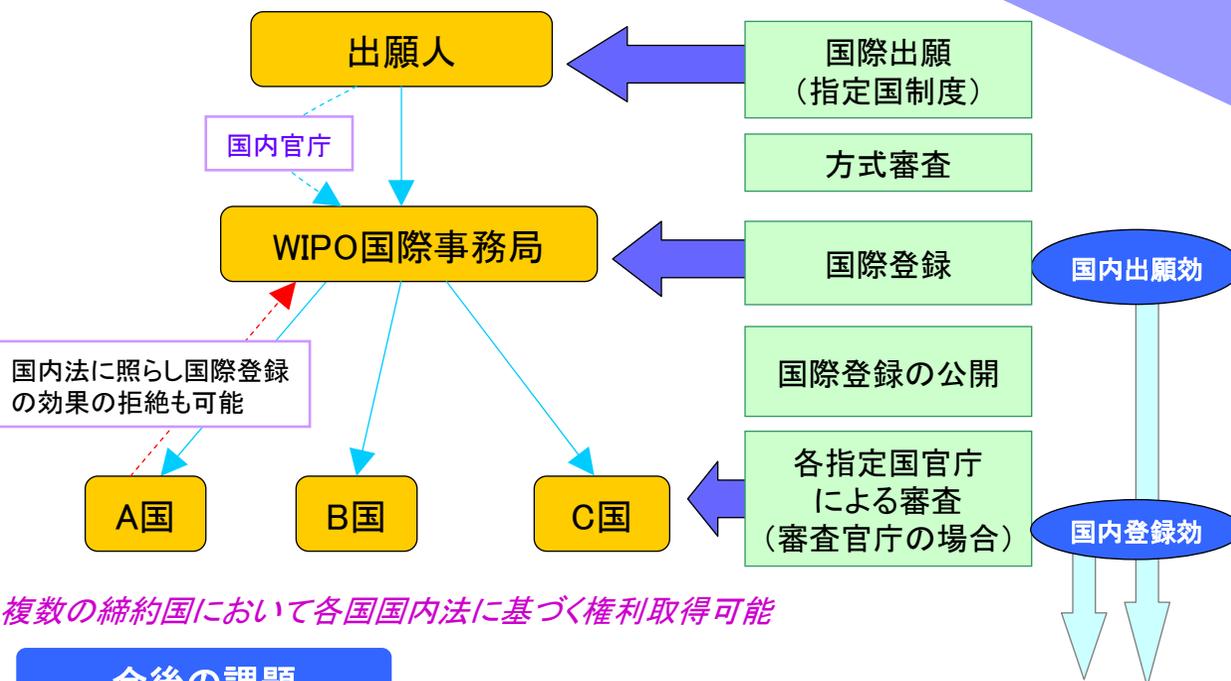
- 我が国企業がグローバル市場で事業展開するにあたって、デザインの活用・保護は重要。我が国企業によるデザインを活用したグローバルな事業展開を円滑な意匠権取得環境の整備によって支援するため、我が国としても、近年加盟国が拡大しているヘーグ協定に加盟する方向で検討を進める。

※2012年3月現在44か国が加盟（日本は未加盟）。米韓は加盟準備中であり、アセアンも加盟に向けた行動計画を策定。

- ヘーグ協定への加盟により、低廉・簡便に海外における権利保護が可能となることに加え、海外において我が国の審査結果が参照されることによる効果も期待できる。

※審査国において審査時に参照される効果及び、無審査国において権利行使時に参照される効果。

ヘーグ協定ジュネーブ条約の概念図



ヘーグ協定の概要

- 一つの願書及び図面で、複数の国(締約国)での意匠登録を得ることが可能
- 願書の記載言語は、英語、フランス語又はスペイン語のうち、任意で選択可能
- 複数の国(締約国)の意匠権について、国際事務局の原簿で管理されるため、権利の更新、権利の移転等に際し、料金の支払い等の手続きを一括で行うことが可能

主な未加盟国の状況

- ・韓国: 2012年に加盟予定
- ・米国: 国内法改正準備中
- ・アセアン: 2015年、7か国の加盟を目標
- ・中国: 高い関心あり

今後の課題

- 意匠制度小委員会では、今後数年内にヘーグ協定に加盟する方向で検討を進める旨了承いただいた。
- 今後は、複数意匠一出願制度等、国際出願及び国際登録に関する諸手続並びにこれらに関する環境整備に向けた具体的な課題について検討を進めていく。

(参考) 我が国意匠審査結果の他国での活用

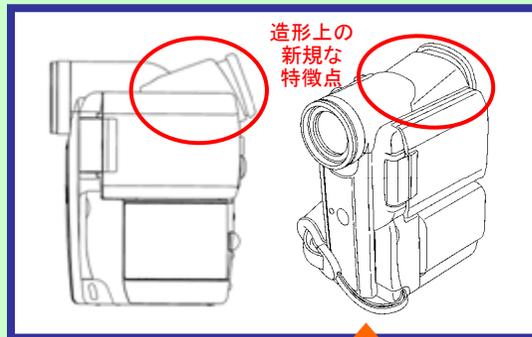
- 我が国の意匠制度は、出願された全件に対して、審査官の職権探知による実体審査を行うのが特徴。
- 我が国における意匠の審査結果は、「登録の事実(=有効性の確認)」と「参考文献情報」により構成。
- この審査結果には、他国、特に無審査国における権利活用の予見性を高める効果が期待できる。

日本における意匠登録と参考文献情報

【日本意匠公報】



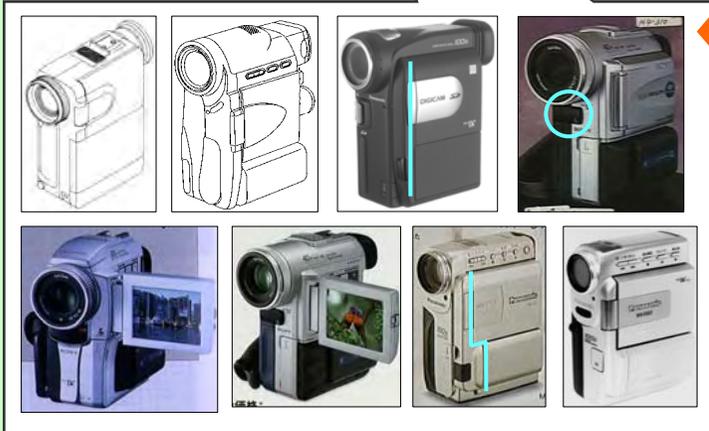
日本での登録意匠



非類似

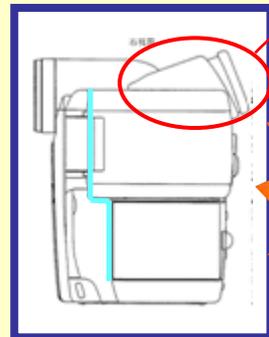
先行意匠にはない
新規な特徴点を
明確化

参考文献情報
実体審査時に審査官
が参照し、非類似と
判断した先行意匠群



中国における意匠権侵害訴訟での活用事例

中国での登録意匠



特徴点が共通

侵害被疑意匠



侵害

相違点
は既知の
造形

① 無効請求の抑制

② 特徴点の明確化

無審査国では、侵害訴訟の相手方による無効請求や抗弁が起こされやすく、訴訟の長期化を招来。
外観形状が完全に同一(デッドコピー)でない場合、非類似として侵害不成立の反論も容易。

実体審査国である我が国の審査結果(参考文献情報)を活用することにより、
① これら先行意匠を理由とした無効請求を抑制して無審査国における対応意匠権の有効性を高め、
② 新規な特徴点の明確化により侵害立証を容易化。

予見性が高く、迅速な紛争解決に寄与

(1)② アセアン等新興国のヘーグ協定加盟促進等

- 我が国のヘーグ協定加盟効果を高めるため、今後ますます重要性が拡大するアセアン等新興国を対象に、制度運用能力向上のための人材育成協力等を通じたヘーグ協定加盟促進の取組を実施する。

ヘーグ協定加盟国・加盟予定国マップ 2012年3月現在

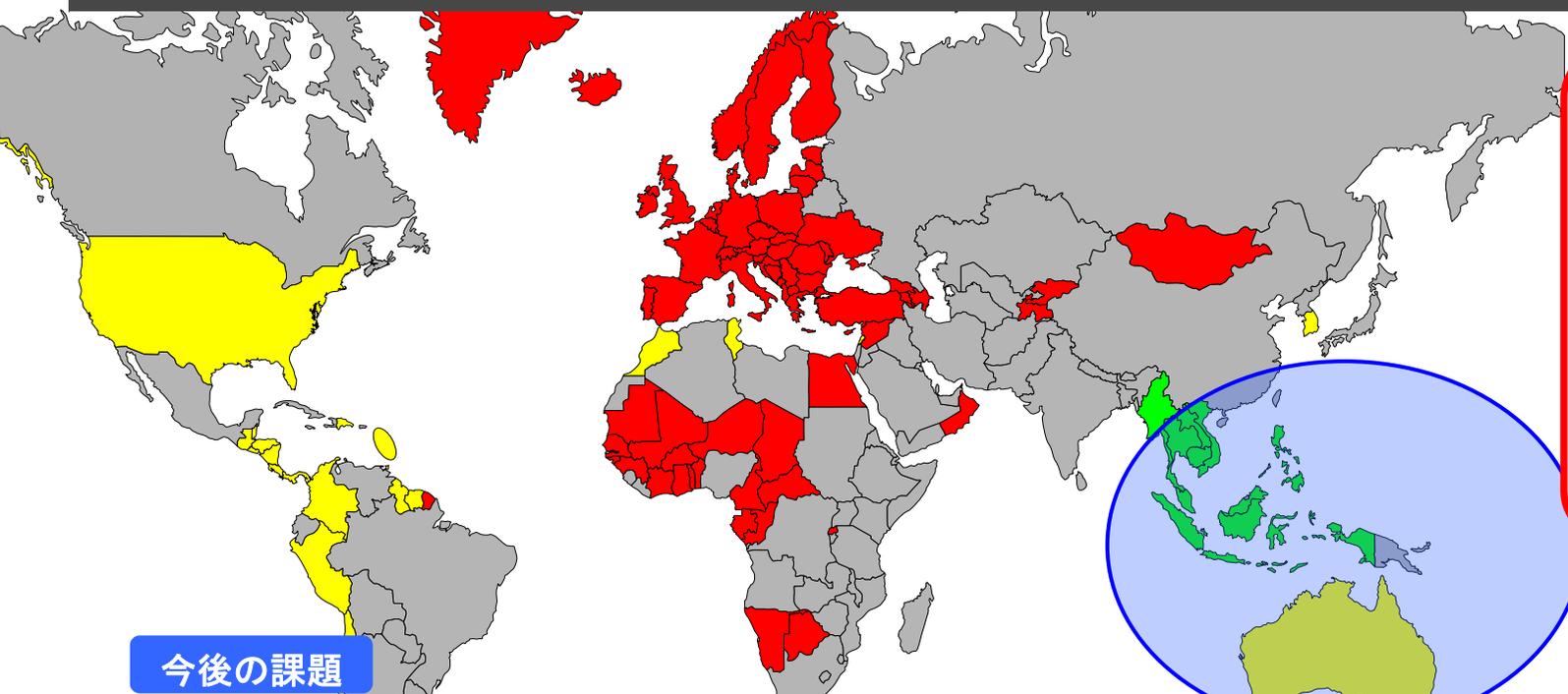
[ヘーグ協定ジュネーブ条約加盟国・地域…全44か国・地域(ジュネーブ条約適用国74か国)]

■ ジュネーブ条約加盟国・地域

[ヘーグ協定ジュネーブ条約加盟予定国…(40か国)]

■ ヘーグ協定加盟に向けた義務規定、努力義務規定が含まれる世界の主要な多国間協定(FTA)の関係締結国または締結交渉当事国

■ **ヘーグ協定ジュネーブ条約に未加盟のASEAN諸国 (ASEAN知財行動計画2011-2015の中でASEAN諸国のヘーグ協定加盟目標を掲題)**



アセアン等新興国への 人材育成協力

○ 審査官派遣(セミナー等)
中国、タイ、インドネシア、
ベトナム、カンボジア、パキ
スタン、フィリピン 等

○ 研修生受入れ
中国、タイ、ベトナム、イン
ド、マレーシア、フィリピン、イ
ラン、ペルー 等

今後の課題

- 人材育成協力等を通じたアセアン等新興国のヘーグ協定加盟促進に向けた取組を実施していく。

(1)③安定的な権利設定のための品質監理等の取組

- 国際登録制度の枠組みの整備・拡大により、日本の審査結果が海外で参照される機会が増えることにより、無審査国等における権利の有効性・判断の予見性を高める効果が期待される。
- その効果を最大限活用し、我が国企業の海外での円滑な権利取得と予見性の高い権利活用を支援するため、国際的に信頼の高い安定的な権利設定や海外庁との意匠制度・意匠審査の運用調和が重要となる。
- 具体的には、国内では審査品質の監理や審査関連情報提供の充実に向けた取組を行うとともに、国際面では諸外国との二国間会合や実務者協議等の場を利用した意匠制度及び意匠審査の運用に関する国際調和の取組を主要国と連携して行う。

ヘーグ協定下における意匠審査の意義

○ヘーグ協定に基づく国際登録意匠はWIPOで一元管理されるため、国際登録意匠に対する我が国の審査結果は、他の指定国等、世界からも参照可能な情報となる。

○特に、一つの国際登録において欧州や中国等の無審査国が我が国と同時に指定された場合、我が国の審査結果は、当該無審査国における権利の有効性や類否判断について予見性を高める効果が期待される。

ヘーグ協定下における
意匠審査の意義の最大化

○国際的に信頼の高い安定的な権利設定

<目指すべき審査品質>

- ・法令、審査基準等に則った審査
- ・バラツキのない統一された運用による審査
- ・ユーザーとの意思疎通の確保に留意した審査
- ・ユーザーニーズを踏まえた迅速な審査

○意匠制度及び意匠審査の運用に関する国際調和



主要国と連携し、意匠制度及び審査運用等に関する国際調和に向けた取組を進める。

今後の課題

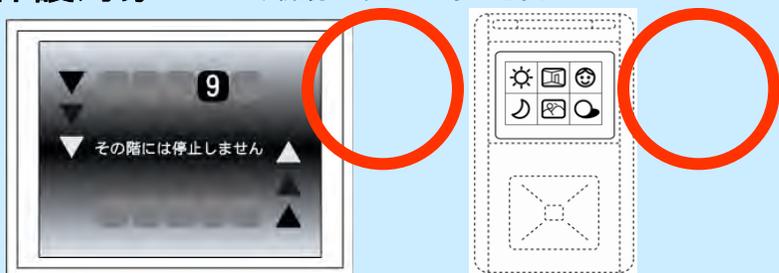
- 国内における品質監理等の取組を進めると共に、主要国と連携した制度運用の調和に向けた取組を行っていく。

(2) ①画面デザインの保護拡充

- 情報技術の発展等を背景として、製品差別化における画面デザインの重要性が近年増大。
- 我が国では、平成19年4月より、意匠法による操作画面デザインの保護を開始しているが、保護対象は限定的であり、米国、欧州及び韓国において保護されているパソコン、ゲーム、ウェブページのデザイン等の画面デザインは保護対象外。
- 今後更なる発展が見込まれるデジタルデザイン分野において、我が国企業による国際的な市場の獲得や模倣対策など、デジタルデザインを活用したグローバル市場における取組を支援できるよう、ヘーグ協定加盟による意匠権取得環境の整備にあわせ、意匠法による画面デザインの保護拡充に向けた検討を進めることが必要。

現行意匠法における「画面デザイン」の保護

保護対象 ※ただし、新規であること等が必要



エレベーター用表示器の
階数表示画面

携帯電話機の
機能選択画面

保護対象外



汎用計算機の画面
(OS、アプリケーション等)

ゲーム中の画面

ウェブページ

保護対象各国比較

	保護状況	実体審査
日本	物品に表示される画像を、物品の部分の意匠として保護。 物品の機能や操作との関連性から保護対象を限定。 電子計算機に表示される画像等は保護対象外。	あり
米国	物品に表示される画像を、物品の部分の意匠として保護。 物品の機能や操作との関連性は問われない。	あり
欧州	GUIやアイコン自体を製品と位置付け、その画像を保護。 表示される物品の機能や操作との関連性は問われない。	なし
韓国	物品に表示される画像を、物品の部分の意匠として保護。 物品の機能や操作との関連性は問われない。 今後、GUIやアイコン自体を物品と擬制し、その画像を保護する予定。	なし※

※韓国は分野別無審査制を採っており、画面デザインは無審査分野となっている。

米国での登録例

OS、アプリケーション等の画面



D599,372

欧州での登録例

アイコン自体



登録番号：
000748694-0006号
製品の表示：
Icons

韓国での登録例

ウェブページの画面



登録第3005445010000号

(2)②画面デザインの保護拡充

- 製品・サービスにおける画面デザインの活用が広がっており、ユーザーから直接的に評価される要素として、意匠権による保護を求める声がある。
- 我が国の意匠法で保護されていない様々な画面デザインが諸外国では意匠登録されており、国際調和の観点からも検討が必要である。

(1) 製品・サービスにおける画面デザイン活用の広がり

2011年度 グッドデザイン賞 受賞デザイン(抜粋)

※2008年度以降、デジタルデザイン関連の分野に対象が拡大されている

受賞分類:「インターフェースのデザイン」 受賞分類:「ソフトウェアのデザイン」



受賞番号: 11G13007

受賞対象名: iPhone/iPad App [iControlAV2]



受賞番号: 11G13019

受賞対象名: iPhone用アプリケーション
[プロ野球! Data & Live]

受賞分類:「サービスのデザイン」



受賞番号: 11G14013

受賞対象名: フォトブック作成ソフトウェアおよびサービス [フジフィルムフォトブック ハードカバー 店頭機注文用ソフトウェアおよびサービス]

著作権者: (C)JDP

サイト名: GOOD DESIGN AWARD [G-Mark Library]

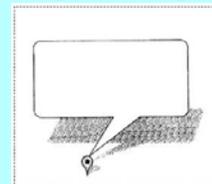
リンクURL: <http://www.g-mark.org>

企業の声

ユーザー視点では基礎技術の内容よりも操作感や見た目のデザインが重要
・特許権では、既存技術を活用して見え方のみ工夫した場合等は、特許要件をクリアできず保護できない場合もある。また、画面デザインにおいて、ユーザーが良いと感じるのは直感的な操作や見た目のデザインであり、それを支える基礎技術の内容ではない。権利の内容がわかりやすく侵害の発見も容易な意匠での保護があってもよいのではないかと。(ソフトウェア開発及びオンラインサービス提供企業)

(2) 諸外国での意匠登録の例

【アイコン】



米国意匠登録D621413号
Display screen of a communications terminal with teardrop-shaped marker icon

【ウェブサイトの画面】



Extracts of web designs
欧州共同体登録意匠894522-0008.1

【ソフトウェアの画面】



欧州共同体登録意匠873963-0031.7
Animated displays

今後の検討にあたっての留意点

以下の点に留意しつつ、国際調和及び企業活動への影響を考慮して慎重に検討を進める。

- 権利者と第三者の利益のバランス
- 審査・無審査を含めた各国制度の違い
- 特許庁の審査体制の充実

- 商標権の活用の広がり、海外への十分な出願、巧妙化する模倣品、といった課題に対応するため、特許庁として、(1)国際的枠組みの整備、(2)保護対象の拡充に取り組むことが必要。
- また、地域ブランド振興の観点から、商標制度の活用を一層進めることが必要。

(1) 国際的枠組みの整備

- ① アセアン等新興国のマドプロ加盟促進等
- ② 海外における我が国ブランドの保護に向けた取組

(2) 保護対象の拡充

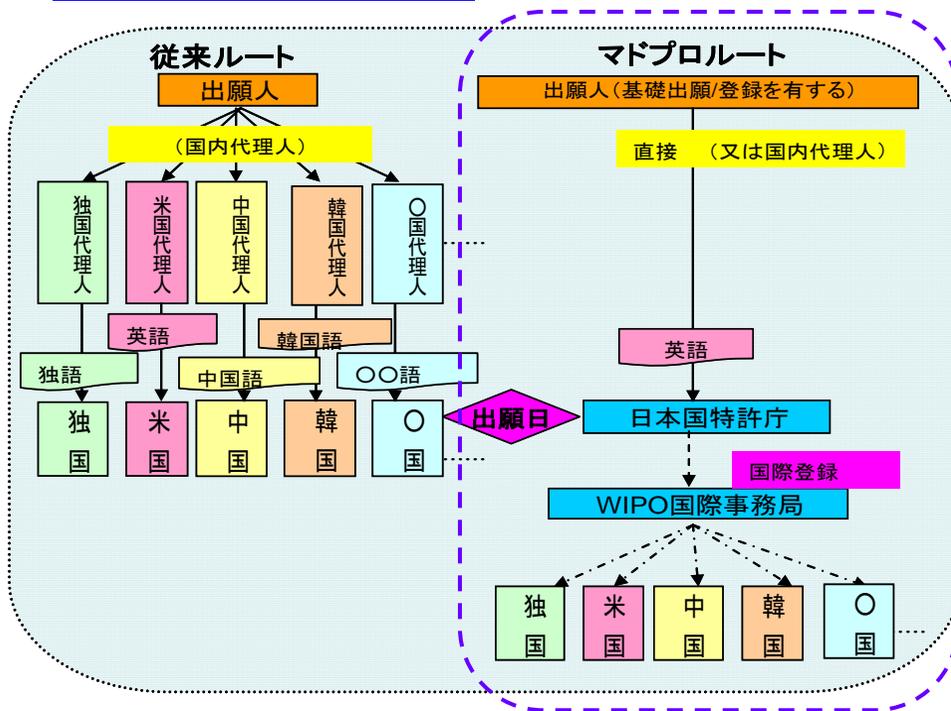
- ① 新しいタイプの商標の保護対象化

(3) 地域ブランドの振興

- ① 地域ブランドを活用した取組の支援

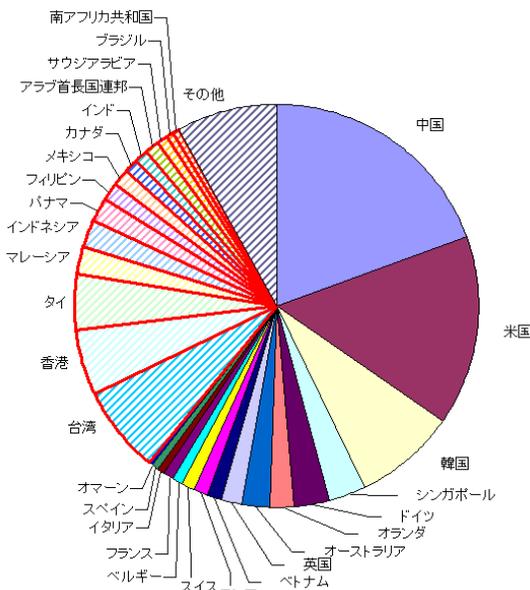
- 商標に係る国際登録に関するマドリッド協定議定書は、日本、米国、EU、韓国を含む84の国・地域が加盟。
- 日本からの輸出先上位30か国・地域のうち約半数の14か国・地域(金額ベースで1/3)がマドリッド協定議定書未加盟。特に、我が国企業の輸出先として大きな割合を占めるアセアン諸国等のマドプロ加入に向け、これらの地域における運用能力向上に向けた人材育成の協力などの取組を実施することが必要ではないか。

マドプロルートの概要



日本からの輸出先(金額ベース)とマドプロへの加盟の有無

上位30か国・地域が全輸出の9割を占める。うち約半数の14ヶ国(金額ベースで1/3)がマドプロ未加盟(赤枠部分)。



資料：財務省「貿易統計」、ジェトロ2010年「日本の貿易相手国TOP50」、WIPOマドプロ加盟国リスト(2011. 7. 15) より作成

今後の課題

- アセアン諸国等のマドプロ加盟に向けて、これらの地域における運用能力向上にむけた人材育成協力等を実施。

(1)②海外における我が国ブランドの保護に向けた取組

- 海外において冒認出願問題への対応の必要性が引き続き高止まりしていること、今後、国際登録制度の枠組みの整備・拡大により、日本の審査結果が海外で参照される機会が増えることや、特に言語に依存しない新しいタイプの商標の領域において各国の判断の整合性が一層求められることを踏まえ、我が国の審査の質を高める取組や各庁との運用調和について検討するとともに、我が国企業のブランドが海外においても保護されるような取組が必要ではないか。

＜地域・地名ブランドに対する冒認出願＞



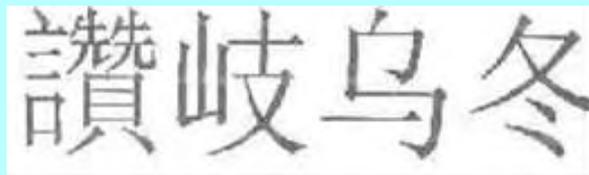
出願番号4800456 異議申立成立

2005年出願
2008年登録
2010年無効

青森県 外 5団体

りんごのイラストに「青森」と類似した「青森」の文字を含む商標が出願されたため、県のりんご関係5団体が異議申立。

青森がりんごの産地として著名なこと、「青森」が「青森」に類似していることから、申立が認められ、2010年登録無効に。



出願番号5161788 異議申立成立



出願番号7920168 異議申立中

＜企業ブランドに対する冒認出願＞



登録5129060号
2006年出願
2011年登録

(株)高島屋

1～45類で権利を有するものの、冒認出願された35類については、中国では小売サービスが含まれないと知っていたため、権利化していなかった。

2006年中国出願時に冒認出願3件を発見。中国への出願がいずれも冒認出願案件を引用され拒絶された。現在も対応中。



登録4564928号
2005年出願
2006年登録

キヤノン(株)

従前、全範囲の商品・役務を権利化していたが、国際分類の版が移行したときに、抜け落ちた商品が冒認出願された。

2008年に馳名商標を伴う異議申立をするも、不成立。現在も対応中。

今後の課題

- 我が国の審査の質を高める取組を進めていくとともに、我が国企業の権利が海外においても十分保護されるよう、各庁との運用調和について検討を進めていく。

また、我が国企業のブランドが海外においても適切に保護されるような取組について検討していく。

(2) ①新しいタイプの商標の保護対象化

- グローバル市場においては、ブランドメッセージの発信手法が多様化。
- 米国を始め、欧州共同体、英国、フランス、ドイツなど欧州諸国や豪州においては、既に新しいタイプの商標が保護されている。韓国では、米韓FTAの発効を受けて、保護対象を拡充(音、匂いを保護対象化)。
- 我が国においても、新しいタイプの保護制度を導入することにより、
 - ・多様なブランドメッセージ発信手段を保護することが可能となり、製品・市場獲得競争、模倣対策に活用可能。
 - ・国際登録制度(マドリッド協定議定書)を利用して、低廉・簡便に海外における権利保護が可能。

各国・地域の新しいタイプの商標の保護状況

	米国	OHIM	英国	フランス	ドイツ	韓国	台湾	豪州	日本
動き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	×
ホログラム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	×
色彩	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
位置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	×
音	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
におい	◎	△	△	△	△	◎	○	◎	×
触感	◎	△	△	△	△	—	—	◎	×
味	◎	△	△	△	△	—	—	◎	×
トレードドレス	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	◎	×

◎:保護あり ○:改正中 —:不明
×:保護なし
△:におい、触感、味について、欧州では、過去登録例があったが、その後、写實的に表現できるとの登録要件を満たさないものと判断されており、現在は登録はされていない。

OHIM:欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs))は、欧州共同体(EC)域内における意匠(共同体意匠、Community Designs)及び商標(共同体商標、Community Trade Mark)の登録機関。

(参考)米韓FTAにおける新しいタイプの商標に係る規定

第18章 知的財産権
【商標】・音声、においが、商標として保護され得ることを規定。

今後の課題

- 商標制度小委員会では、ユーザーのニーズを踏まえつつ、新しいタイプの商標の保護制度を導入するという方向性で今後検討を進めていくことを了承いただいた。
- 今後、保護対象に追加する商標のタイプ、その特定方法の見直しといった課題について検討を進めていく。

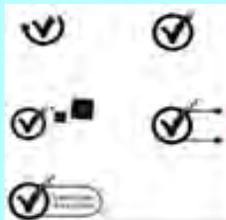
- 企業のブランドメッセージの多様化を背景として、海外においては新しいタイプの商標の登録事例あり。
- 我が国企業からも、今後積極的な権利保護を求める声がある。

(1)動きの商標

図形等が時間によって変化して見える商標(例えば、テレビやコンピュータ画面等に映し出される動く平面商標や、動く立体商標等)。



欧州登録番号 8195992
ソニー株式会社(ゲーム機器等)



欧州登録 4366001
VeriSign社(ソフトウェア)



米国登録 1928423
Twentieth Century Fox Film Corporation社
(映画フィルム)

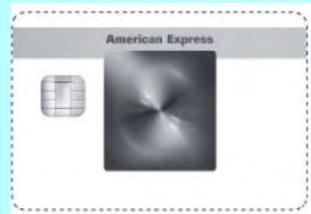
企業の声

言語を超えたブランドメッセージの発信手法の保護に活用したい

- ・近年、ブログにデジタル動画をアップするブロガーが増加。デジカメの潜在的なユーザー掘起しとして、全世界のブロガー向けに動画や音声を駆使したネット広告を展開しており、動く商標や音の商標による保護が重要。 (カメラメーカー)

(2)ホログラムの商標

ホログラムに映し出される図形等が見る角度によって変化して見える商標。



米国登録 3045251
American Express社
(クレジットカードサービス)



欧州登録 2117034
GDS VIDEO社
(測定・写真機械等)



ドイツ登録番号 304532819
株式会社ニコン(写真、カメラ類)

企業の声

巧妙化する模倣被害への対策として活用したい

- ・デジタルカメラの電池パックを模倣品と入替え、電池パックは別に販売する業者が存在。現地では模倣電池パック爆発による事故から製品本体の安全性が疑われる事態に発展。ホログラム商標を活用し、製品部品の模倣にも対応したい。 (家電メーカー)

(3) 位置の商標

図形等の標章と、その付される位置によって構成される商標。



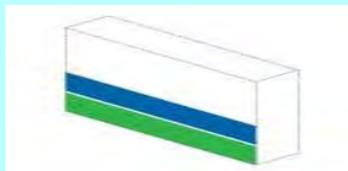
標章は、筆記用具の特定の位置に付された赤い輪からなる。

欧州登録 3892015
Sanford社
(筆記用具)



標章は、靴の踵部分に付された赤い線からなる。

豪州登録 809772
Prada社(靴)



米国登録番号 3776468
久光製薬株式会社(薬剤等)

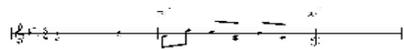
企業の声

現地の販売形式に対応したブランドメッセージの発信手法の保護に活用したい

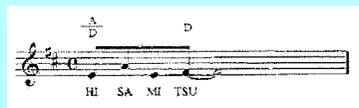
- ・新興国では、電気製品も路上に積まれて販売される。そうした販売形態を念頭に、包装中の自社のロゴの位置を統一し、製品が積まれた際に、一角が自社製品の売り場であることを消費者に認識できるようにしている。当社の「顔」であるパッケージを位置の商標で保護を図りたい。(家電メーカー)

(4) 音の商標

音楽、音声、自然音等からなるものであり、聴覚によって認識される商標。



欧州登録番号8622144
日産自動車株式会社(自動車等)



欧州登録 2529618
久光製薬(薬剤)

スキューバのレギュレーターから出る呼吸音

米国登録 3618322
ルーカスフィルム
(コスチュームマウス)



企業の声

言語を超えたブランドメッセージの発信手法の保護に活用したい

- ・各社とも、電気自動車の起動画面・起動音にコストをかけて他社と差別化を図っている。音の商標で権利として保護必要。(自動車メーカー)

(5) 輪郭のない色彩の商標

図形等と色彩が結合したのではなく、色彩のみからなる商標。(複数の色彩を組み合わせたものと、単一の色彩によるものがある。)



米国登録番号 3252941
株式会社トンボ鉛筆(文房具、筆記用具類)



欧州登録番号 9992512
株式会社マキタ(電動工具類)

企業の声

巧妙化する模倣被害への対策として活用したい

- ・権利取得されている文字の商標の使用を避け、文字以外の製品の特徴部分を模倣するなど手口が巧妙化しており、色の商標などの権利取得により対応したい。(菓子メーカー、文具メーカー等)

(3) 地域ブランドを活用した取組の支援

- 地域ブランドをより適切に保護し、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地名を含む商標の登録要件を一部緩和する「地域団体商標制度」を導入。これまで、特産品の付加価値向上、市場拡大など地域ブランドを活用した取組を支援してきた。
- 今後も、地域の潜在力を活かした取組を後押しするため、海外展開等も視野に一層の支援が必要ではないか。

登録例「輪島塗」

権利者：輪島漆器商工業協同組合



○北海道
【北海道】鶴川ししゃも
○東北
【秋田県】白神山うど 【山形県】米沢牛 【福島県】会津みそ
【青森県】大間まぐろ 【岩手県】南部鉄器 【宮城県】仙台牛
○関東・甲信越
【茨城県】笠間焼 【栃木県】塩原温泉 【群馬県】草津温泉
【埼玉県】草加せんべい 【千葉県】八街産落花生
【東京都】江戸切子 【神奈川県】鎌倉彫
【新潟県】小千谷縮 【山梨県】甲州手彫印章
【長野県】市田柿
○東海・北陸
【岐阜県】美濃焼 【静岡県】由比桜えび 【愛知県】豊橋筆
【三重県】松阪牛 【富山県】高岡銅器 【石川県】輪島塗
【福井県】越前がに

登録例

登録第5066922号及び登録第5066923号
商 標：市川のなし／市川の梨(いちかわのなし)
指定商品又は指定役務：
千葉県市川市及びその周辺地域産の梨
権利者：市川市農業協同組合

今まで撰果場や個々の直売所から発送されていたが、ブランド化を図るために地域団体商標に出願。
地域ブランド「市川の梨」を取得したことにより、直売での地元消費量はもとより、全国発送量でも目覚ましい伸び。

また、「市川の梨」を背負って立つ若い後継者たちが、自発的に「市川の梨」のブランド推進計画の検討をするなど、地域ブランドに対する意識が向上。



○近畿
【滋賀県】信楽焼 【京都府】京人形
【大阪府】堺刃物 【兵庫県】神戸牛
【奈良県】吉野杉 【和歌山県】紀州みなべの南高梅
○中国
【鳥取県】三朝温泉 【島根県】玉造温泉
【岡山県】岡山白桃 【広島県】広島かき
【山口県】下関うに
○四国
【徳島県】なると金時 【香川県】庵治石
【愛媛県】今治タオル 【高知県】四万十川の青のり
○九州・沖縄
【福岡県】博多人形 【佐賀県】唐津焼
【長崎県】長崎カステラ 【熊本】黒川温泉
【大分県】関さば 【宮崎県】宮崎牛
【鹿児島県】知覧茶 【沖縄県】琉球泡盛

登録例「石垣牛」

権利者：沖縄県農業協同組合



※2012年2月時点で498件の登録

今後の課題

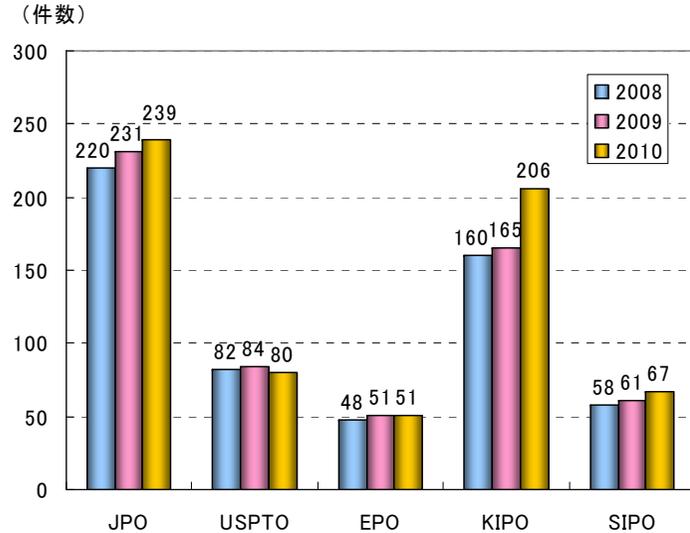
- 地域の潜在力を活かした取組を後押しするため、地域ブランド等の保護について検討を進める。

IV 特許庁の体制について

(1) 世界最高水準の審査の提供

- これまでは、IT化の推進、民間活力の活用、人員の増加などの取組により、世界最高水準の審査効率の維持を図ってきた。
- 今後もこれらの取組を活用して、世界一の審査を提供していくこととなる。
- その一方、各国特許庁も日本を手本に同様の取組を開始し、こうした取組を一層強化する方向にある。
- 今後、新たなニーズに対応したサービスを提供するに当たり、日本国特許庁としてもこれらの取組の内容を変化させる必要があるのではないか。

【各庁の審査官一人当たりの年間特許審査処理件数】



審査処理件数＝一次審査件数(EPOについてはサーチレポート作成件数)
＋国際調査報告件数

IT化の推進
(システム整備)

- 世界に先駆けた出願書類等の電子化などペーパーレスシステムの構築
- IT技術を利用したサーチ・審査の効率化

民間活力の活用
(外注)

- 民間調査機関への先行技術調査の外注(約24万件)

人員の増加
(任期付審査官)

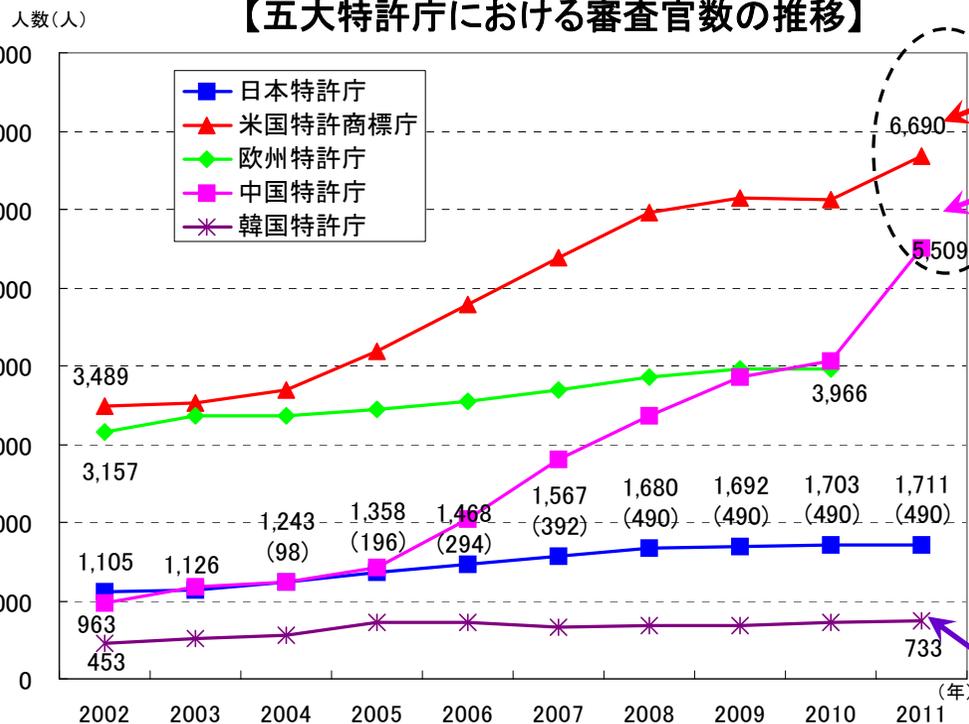
- 具体的な政策目標を掲げ、これを達成するための任期付審査官の確保

今後もこのような取組により、世界最高水準の審査効率で審査サービスを提供することとなる。一方で、情報化技術の進展や諸外国特許庁との協調など、時代に則してその方式を変化させていくことも必要。

(2) ① 諸外国特許庁の審査体制の強化

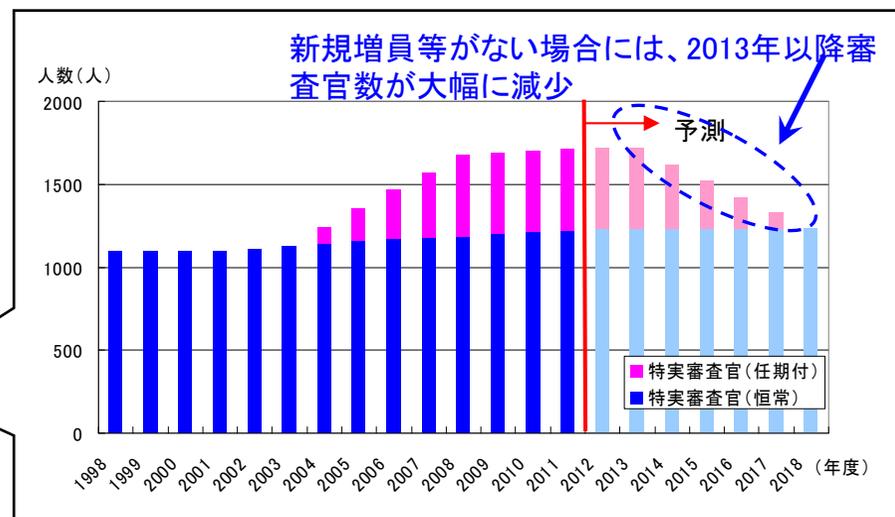
- グローバル出願の増加や変化する出願人のニーズに対応するための新たなサービスの提供に向け、各国特許庁は審査官の増員等の体制強化を着々と実行。
- 一方、わが国においては、2013年以降、任期付審査官の任期満了にともない、新規増員等がなければ審査官数は大幅に減少。
- グローバル出願への対応など施策の実施には、一定のリソースを要するため、何の対策も講じなければ審査順番待ち件数が増加し、審査順番待ち期間は再び長期化。

【五大特許庁における審査官数の推移】



米国では2011年に審査官500人増員。
米国は今後継続して審査官を1500人新規採用予定。

中国では2011年に審査官約1500人増員。
2015年には、審査官9000人体制を目標。



韓国では2011年に「知識財産基本法」を制定し、今後特許審査期間短縮のため、審査官の増員による体制の強化を実施予定。
韓国は2012年に75人の審査官を採用予定。

(2)②今後の審査の見通し(増加するPCTへの対応)

- 今後、出願件数は毎年35万件程度、審査請求件数は25万件程度で推移すると予測。一方、PCT出願件数は増加の一途。
- 英語PCT出願の国際調査に要する審査負担は、日本語特許出願の審査負担より重い。
- 新規増員等がなければ任期付審査官の任期満了に伴い審査官が減少していく中で、増加していくPCT出願の審査を行うと、2020年度には審査順番待ち期間が18か月～20か月まで増加する見込み。

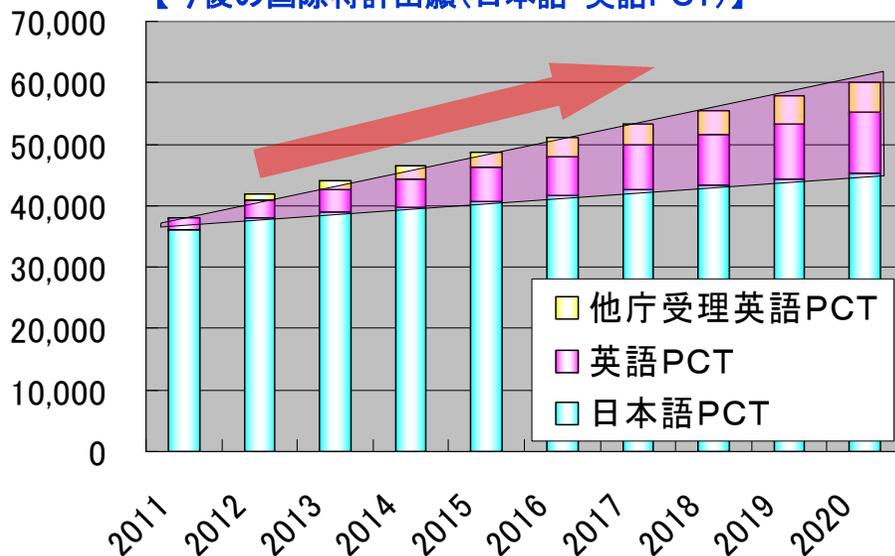
前提

出願・審査請求件数はほぼ一定

新規増員等がなければ2014年度以降審査官数は減少

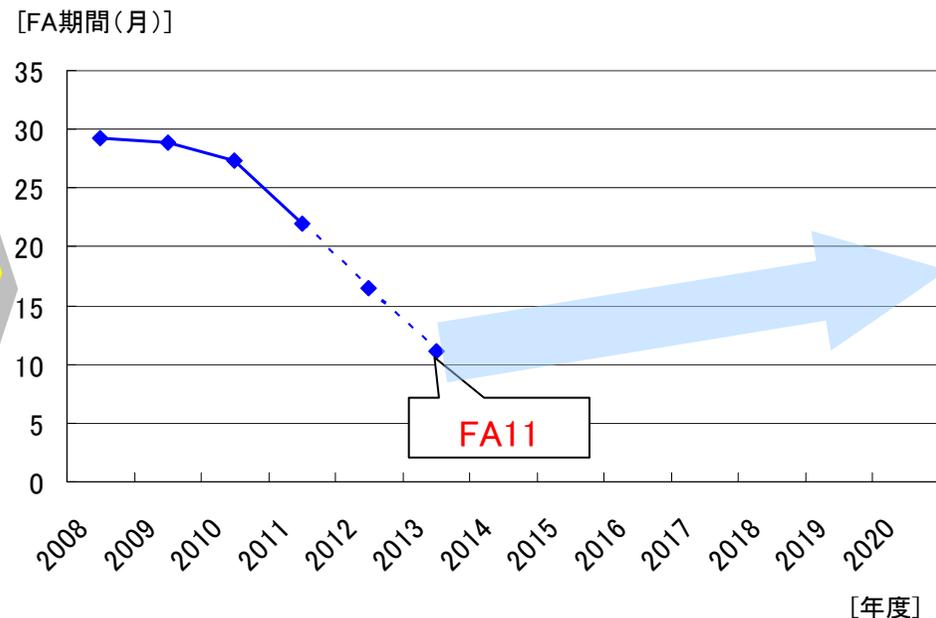
PCT出願は今後も増加

【今後の国際特許出願(日本語・英語PCT)】



【増加するPCTへの対応によるFA期間への影響(仮試算)】

予算や人員について追加的な手当を行わずに、施策を行った場合のFA期間予測



(2)③課題に対応した施策の実施に必要な負担等(仮試算)

- 我が国の国際競争力の維持・強化のために、課題に対応した施策を実施する必要がある。
- しかしながら、審査官の審査処理能力には限りがあり、これら施策を実施するためには、一定のリソースを要し、新たな人的資源やコストが必要不可欠。

外国語文献調査の拡充

中国語・韓国語の文献が急増。世界で通用する安定した権利のためには、中韓文献調査の充実が必要。
現状の先行技術調査の外注については、日本語特許文献を中心とした調査となっている。

- 増加する中韓文献を含む外国文献の調査を行うためには、インフラ整備がされたとしても、これらを調査するための追加的な時間が必要。
- 外国文献の調査を外注する場合、その分のコストがアップ。

特許分類の調和

五庁における分類調和プロジェクト(CHC)は約10分野が進行。
日米欧三極で、分類調和をさらに容易にするためのルール・方策を検討するためのワーキンググループを設置。
日中韓に共通する、分類調和を優先させる技術分野を特定。

- 国際的な特許分類調和のためには、約2600分野で調和が必要。
- 特許分類調和のための各国との国際交渉は、審査官しか行うことができない。
- 分類の調和がなされた後は新しい分類の付け替え(再分類)作業が発生。例えば、半分の分野(1300分野)で日本分類以外の分類が採用されれば、日本国特許庁には、約1000万文献について再分類が必要。

(2)④課題に対応した施策の実施に必要な負担等(仮試算)

国際水準での品質管理

品質管理におけるサンプルチェック率: 欧米2~6%、日本0.2%

品質管理担当者: 欧州約370名、米国約110名、日本約20名

- ▶ サンプルチェック率を約3%とすると約20000件について品質管理のためのチェックが必要。
- ▶ サーチ漏れについてチェックする場合には、分野ごとに品質管理担当者の配置が必要。

新たなビジネスモデルに対応した特許の包括的な保護(国際戦略対応まとめ審査)

- ▶ グローバル展開を企図した新事業に対応する出願について、事業のまとめ(プロジェクト)で審査を行うため、プロジェクトごとに担当審査官を設置し、担当官を中心とした複数審査官からなるチーム体制の整備が必要。

外国特許庁との審査官協議

2011年度は、短期(1~2週間)スキームでの審査官派遣を34名実施。

- ▶ グローバルな制度・運用の調和、PPHの推進のためには、審査官の派遣・受入対象国を拡大させることが必要。
- ▶ 主要国(米国・欧州等)は、中長期(半年~1年)で派遣してさらに深い協議を行うことが必要。

技術動向調査

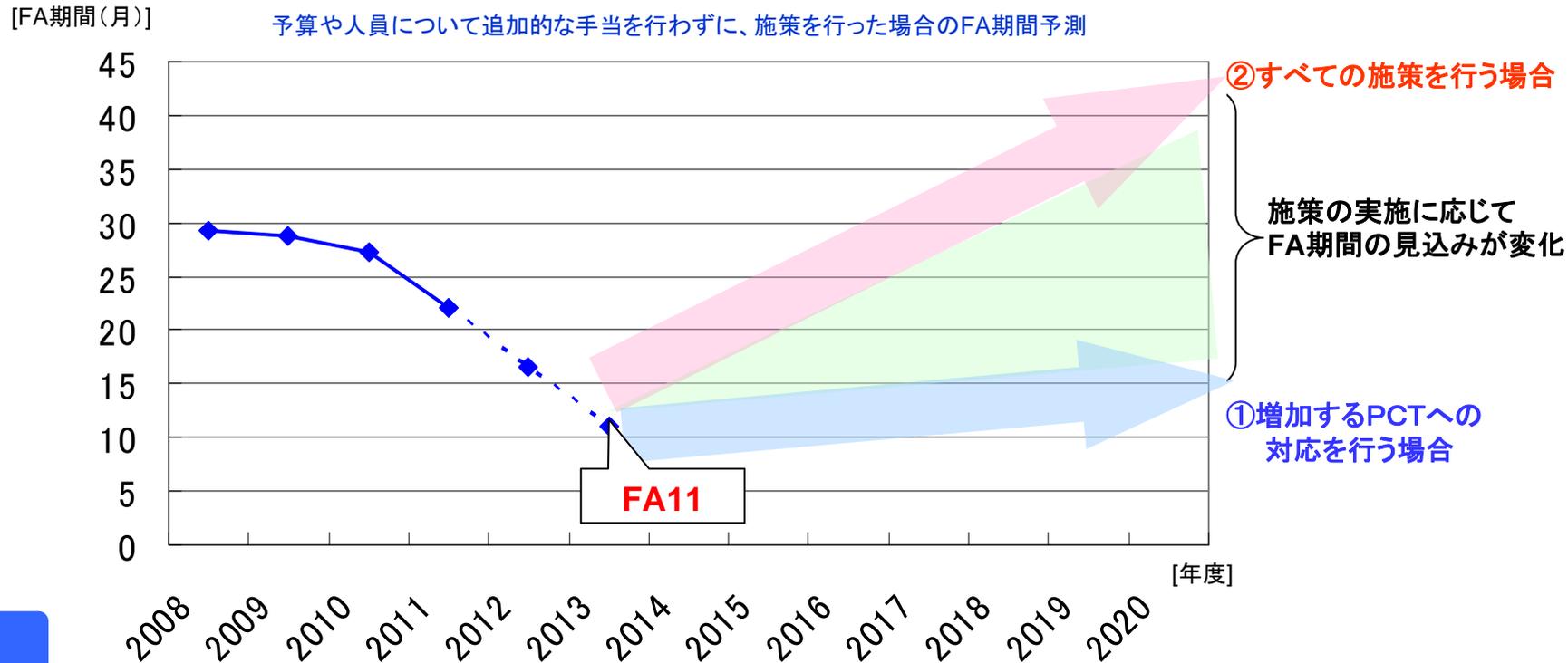
年間10の技術分野について技術動向調査を実施。審査官の関与は十分でなく、審査官の知見を生かした分析まで至っていない。

- ▶ 日本企業の国際展開の参考となる技術動向調査を行い外部に発信するためには、当該技術分野の知見を有する審査官の関与が必要。

(2)⑤総合的な審査体制強化の必要性

- 予算や人員について追加的な手当を行わずに、これらの課題に対応する場合には、審査順番待ち期間は、さらに長期化することが予想される。
- 今後、課題に対応した施策を実施するためには、任期付審査官の庁内外における最大限の活用、アウトソーシングの拡充など総合的な審査体制を強化することが必要。

【審査順番待ち期間の見通し(仮試算)】



今後の課題

- 審査順番待ち期間の長期化を防ぐためには、任期付審査官を庁内外で最大限活用する方策等、総合的な審査体制の強化が必要。
- さらに、国際的な動向等を視野に入れつつ最終処分までに要する審査期間を短縮するための体制整備の検討も必要。

(2)⑥課題に対応した施策の実施に必要な負担等(仮試算)

- 意匠権・商標権の活用の広がり、我が国企業の海外への十分な出願、巧妙化する模倣品といった課題に対応した施策を実施する必要がある。
- しかしながら、審査官の審査処理能力には限りがあり、これら施策を実施するためには、一定のリソースを要し、新たな人的資源やコストが必要不可欠。

ヘーグ協定への加盟

ヘーグ協定への加盟に伴い、2万件程度の出願増が見込まれる。ヘーグ協定では、実体審査国が一次審査(FA)を行う期間の上限(拒絶通報期間)が12月と定められており、全件FA12月を順守するためには、少なくとも平均FA7か月台の水準の維持が不可欠。

- ヘーグ協定加盟に伴い出願が増加するなかで、現状のFA期間と品質を維持するため、審査体制の強化等が必要。
- ヘーグ協定加盟に基づく国際出願の事務処理に対応するシステム等の体制整備が必要。

画面デザインの保護対象拡充

画面デザインの保護対象拡充に伴い、数千件程度の出願増が見込まれる。また、画面デザインの審査にあたっては、新たに約130万件の審査資料の調査が必要。

- 画面デザインの保護対象拡充に伴う出願増、追加調査負担に対応しつつ、現状のFA期間を維持するため、審査体制の強化等が必要。
- 画面デザインの検索データベース構築等、的確かつ効率的な審査に必要な体制整備が必要。

新しいタイプの商標の保護対象化

新商標の保護対象化に伴い、数千件の出願増が見込まれる。また、新商標の審査にあたっては、独自の審査資料調査が必要。米国においては、新商標を専門とする審査官を置くとともに、出願された商標の識別力等の調査について、専門スタッフを置いている。

- 新商標の保護対象化に伴う出願増、追加調査負担に対応するため、審査体制の強化等が必要。
- 新商標の検索データベースの構築等、的確かつ効率的な審査に必要な体制整備が必要。

(3) 知財戦略のために必要な人材の育成

- グローバル化への対応、世界で通用する安定した権利の設定、ユーザーの知財戦略に則したタイムリーな審査など、今後の知財戦略に必要な能力を有する人材の育成も不可欠。

今後の知財戦略に求められる人材

多言語に対応
できる人材

世界で通用する安定した権利の設定、国際的な制度・運用・分類の調和、アジアを始めとした新興国の知財システム整備、我が国企業の国際展開の支援のため、英語を中心とした多言語に対応できる能力を備えた人材の育成を図る。

➤ 研修、留学、国際審査官協議、海外派遣等の拡充

法律的専門性
の高い人材

世界で通用する安定した権利設定を行うことができるよう、関係法令や判例に精通した法律的専門性の高い審査官、事務官の育成を図る。

➤ 研修、留学、大学聴講等の拡充

事業起点型の知財戦略
に対応できる人材

企業の核となる事業についてパテントポートフォリオの構築に向け、ユーザーが望む特許網を適時に権利化していくことができるよう、法令や技術の知識を有するだけでなく、ビジネスの視点から強い特許を考えることができる、ビジネスの素養を持った審査官の育成を図る。

➤ 研修、留学、企業インターン等の拡充

技術対応幅
の広い人材

近年の技術開発や技術の革新的な進歩に伴い、技術の複合化が進んでいる中、一人の特許審査官(審判官)がカバーする技術範囲をより広げるなど、審査官の技術知識を更に拡充し、技術対応幅の広い審査官の育成を図る。

➤ 研修、留学、企業インターン等の拡充

(4) 料金体系の検討

- 特許等の取得・維持に係る料金は、特許特別会計における収支相償及び受益者負担の原則の下、イノベーション促進等の政策的観点を踏まえつつ、決定されている。
- 今後、グローバルな事業展開を図るユーザーの多様なニーズや制度改正の議論等に対応する観点から、料金体系及び納付のあり方についての検討が必要ではないか。

【検討の観点例】

- 意匠・商標における権利保護対象の拡充、特許付与後の権利の見直し、権利取得タイミングに関する多様なニーズに応じたサービス提供等についての議論に対応する観点。
- 権利の発生から消滅に至るまでのライフサイクル全体を通ずる観点。
- 料金納付のあり方に関するユーザーの多様なニーズに対応する観点。

(参考) 現行の料金一覧

	出願料	審査請求料・ 技術評価請求料	特許料・登録料	審判請求料	登録異議 申立手数料
特許	15,000円	158,000円 (請求項数10)	226,000円 (請求項数6,維持年数10)	99,000円 (請求項数9)	
実用新案	14,000円	47,000円 (請求項数5)	23,000円 (請求項数5,維持年数5)	71,500円 (請求項数4)	
意匠	16,000円		110,000円 (維持年数8)	55,000円	
商標	20,600円 (区分数2)		75,200円 (区分数2,維持年数10)	95,000円 (区分数2)	19,000円 (区分数2)

(5) 特許庁情報システムの刷新

国際知財戦略を推進していくには、優先度の高い政策から順次システム化を行うとともに、現在の情報システムの刷新をあわせて進めることで、世界最高レベルの特許庁情報システムを目指していく必要がある。このため、今後は次の方向でシステムの開発を強力に推し進めていく。

- ✓ 新興国の出願動向に対応した情報システムの構築
- ✓ 国際条約等の情勢変化に柔軟に対応できるようなシステム構造の見直し
- ✓ 東日本大震災やサイバー攻撃等の脅威に対する対策の拡充

具体的には、特許庁業務・システム最適化計画を改定した上で、順次政策を実現していく。

【当面の主なシステム開発(例)】

① 急増する外国語文献への対応

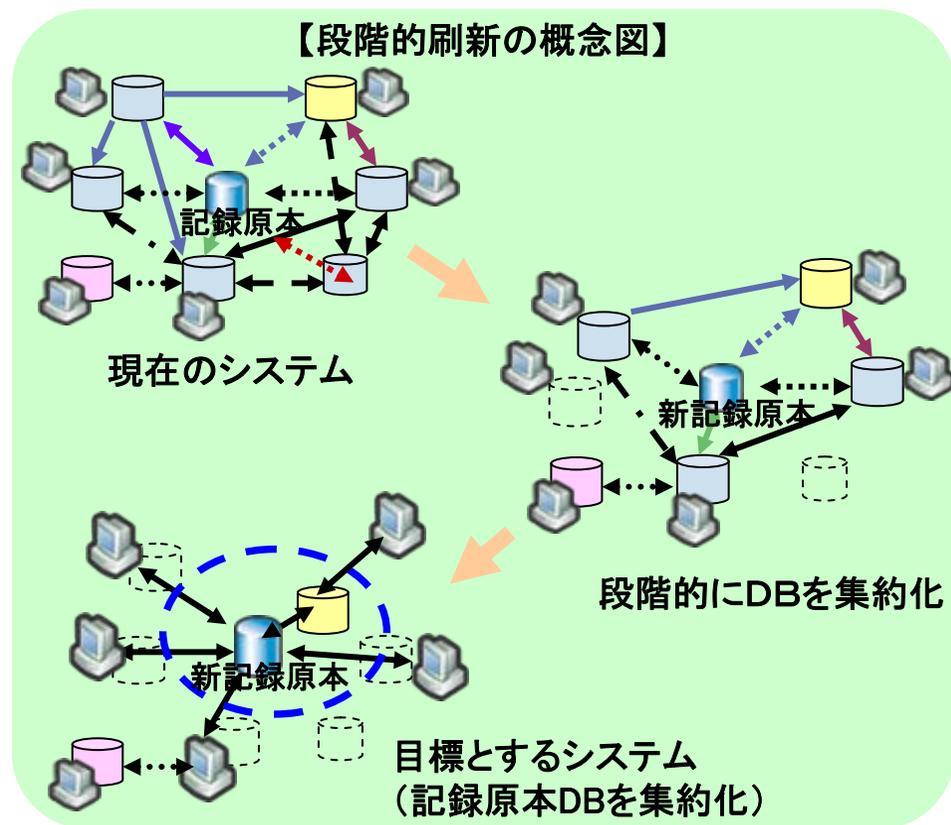
増大する中国文献・韓国文献を日本語により調査できるように、中韓文献翻訳検索システムを構築する。

② システム構造の見直し

特許庁の基幹システムに関するシステム構造を見直すため、ホストコンピュータのサーバ化を行う。

③ 業務継続性の強化

今後想定され得る震災が起きたとしても、出願日を確実に確保できるよう、受付システムの二重化を行う。



1. 特許制度小委員会での検討状況

- 特許制度小委員会(第25回～第34回)での検討を踏まえ、平成23年に、ライセンス契約の保護の強化、共同研究等の成果に関する発明者の適切な保護、ユーザーの利便性向上、紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直し等を内容とする特許法等の改正を行った(※)。

※具体的な改正内容については(参考)に記載。

2. 具体的な今後の検討課題(案)

■ 新たな検討課題

- 特許付与後の権利の見直し制度
- 審査タイミングの選択制度
- 国際的な制度調和に向けて追加的に必要となる措置 等

■ 産業構造審議会において引き続き検討とされた課題

- 特許法条約(PLT)との整合に向けた救済手続の更なる拡充
- 特許請求の範囲の記載のない出願の導入
- 独占的ライセンス制度の在り方(実用新案における仮専用実施権の創設も含む)
- 特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁
- 無効審判制度の在り方
- 差止請求権の在り方
- 職務発明訴訟における証拠収集・秘密保持のための制度設計の在り方

1. 意匠制度小委員会での検討状況

■ヘーグ協定への加盟(第14回・第15回意匠制度小委員会)

ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際の主な課題について、加盟前又は加盟後、必要に応じて速やかに対応し、解決することを条件として、今後数年内にヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟すべきであるとの結論を得た。各論点の具体的な検討は、平成24年度の意匠制度小委員会で行う予定。

■画面デザイン(第14回・第16回意匠制度小委員会)

画面デザインの保護拡充に向けた検討の必要性を確認し、権利者と第三者との利益バランス等検討にあたって留意すべき事項について整理をした。各論点の具体的な検討は、平成24年度の意匠制度小委員会で行う予定。

2. 具体的な今後の検討課題(案)

■ヘーグ協定への加盟

- 複数意匠一出願制度の導入について
- 公開繰延べ制度と早期審査着手について
- 国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について
- ロカルノ協定への加盟 等

■画面デザイン

- 物品との一体性要件について(物品を離れた画面デザイン自体を意匠法の保護対象とすることの是非)
- 機能・操作要件について(画面デザインと物品の機能や操作との間に特定の関係性を求めることにより対象を限定している現在の保護要件を見直し、汎用機(パソコン等)のOS、アプリケーションの画面デザイン等を保護対象とすることの是非。) 等

(8) 今後取り組むべき法制的課題(商標)

1. 商標制度小委員会での検討状況

■新しいタイプの商標の保護対象化

第25回商標制度小委員会において、これまでの委員会で示された論点や意見については、今後、更に議論を深めていくことを条件に、全体の方向性としては、新しいタイプの商標の保護制度を導入する方向で検討することとし、保護対象に追加する商標のタイプといった項目を中心に、早急に審議を進めていくべきとの結論を得た。具体的な検討については、平成24年度の商標制度小委員会において、引き続き行う予定。

■その他の商標制度の見直し

国内外の周知な地名の不登録事由への追加について検討を行い、商標審査基準等の整備を図る方向で了承を得た。また、今後、商標審査基準の検討については、小委員会の下にワーキング・グループを設置して行う予定。

2. 具体的な今後の検討課題(案)

■新しいタイプの商標の保護対象化

- 保護対象に追加する商標のタイプ（動き、ホログラム、色彩、位置、音の商標等）及びその定義
- 商標の登録要件、不登録事由
- 効力の範囲
- 著作権等の他の権利との調整
- 多様な出願形式(音声ファイル等)への対応 等

■その他の商標制度の見直し

- 登録後に普通名称となった商標登録の取消制度の検討
- 商品の品質などを証明する標識や地域ブランドを適切に保護するための商標制度の在り方 等

知的財産制度を取り巻く環境変化への対応と、ユーザーの利便性向上等の観点から、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法及び産業技術力強化法等について、以下のような措置を講じた。

○ライセンス契約の保護の強化

ライセンスを受けた者は、ライセンスを特許庁に登録しないと特許権等を譲り受けた者から差止請求等を受け、事業継続が不可能になるおそれがあるが、実務上、登録が困難となっている。そこで、登録をしなくても、このような差止請求等に対抗できるよう制度を整備した。

○共同研究等の成果に関する発明者の適切な保護

共同研究・共同開発が一般化する中で、共同発明者の一部によって特許権が取得されてしまうケースなどが発生しているが、発明者保護の手段は特許権等を無効とする等に限られている。そこで、このような場合にも、発明者が特許権等を取り戻すことができるよう制度を整備した。

○ユーザーの利便性向上

現行制度においては、発明者自身が学会等で発明を公にした場合でも、特許権等の取得が認められなくなる場合がある。そこで、発明者が自ら公表した場合であれば、その公表態様を問わず、発明が公になった後でも特許権等を取得し得るよう制度を整備した。

○紛争の迅速・効率的な解決のための審判制度の見直し

- ① 無効審決の取消訴訟の提起後に、争いの対象となった特許権の内容を訂正する審判が請求され、事件が特許庁に差し戻されてしまうなど、紛争解決が非効率となる場合が生じている。そこで、無効審判の段階で訂正の機会を確保することにより、訴訟提起後は訂正審判の請求を禁止する等の見直しを行った。
- ② 無効審判の確定審決については審判請求人以外の者でも同一の事実及び証拠に基づいて争うことが認められない等の審判制度の問題について、審判請求人以外の者による審判請求を認める等の見直しを行った。

○中小企業等に対する特許料減免制度の拡充等

- ① 中小企業等に対する特許料減免期間を登録1年目～3年目から登録1年目～10年目へと拡充するとともに、減免の対象者に、設立後10年を経過しない中小企業を新たに追加した。
- ② 11年目以降の意匠登録料の半減及びPCT出願に係る調査手数料等の引下げを行った。